

第2部 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

1. 各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続

(1) 幼児教育

①現行幼稚園教育要領等の成果と課題

- 幼稚園教育要領は、これまで「環境を通して行う教育」を基本とし、幼児の自発的な活動としての遊びを中心とした生活を通して、一人一人に応じた総合的な指導を行ってきたところであり、現行幼稚園教育要領では、言葉による伝え合いや幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続などについて充実を図り、その趣旨については、国立教育政策研究所の教育課程研究指定校の研究成果等から、おおむね理解されていると考えられる。
- 一方で、社会状況の変化等による幼児の生活体験の不足等から、基本的な技能等が身に付いていなかったり、幼稚園教育と小学校教育との接続では、子供や教員の交流は進んできているものの、教育課程の接続が十分であるとはいえない状況であったりするなどの課題も見られる。
- また、近年、国際的にも忍耐力や自己制御、自尊心といった社会情動的スキルやいわゆる非認知的能力といったものを幼児期に身に付けることが、大人になってからの生活に大きな差を生じさせるという研究成果をはじめ、幼児期における語彙数、多様な運動経験などがその後の学力、運動能力に大きな影響を与えるという調査結果などから、幼児教育の重要性への認識が高まっている。
- さらに、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が実施されたことにより、幼稚園等を通じて全ての子供が健やかに成長するよう、質の高い幼児教育を提供することが一層求められてきている。
- このため、前述のような研究成果や調査結果を踏まえつつ、幼稚園のみならず、保育所、認定こども園を含めた全ての施設全体の質の向上を図っていくことが必要となっている。

②幼稚園等におけるカリキュラム・マネジメントについて

- 幼児教育において育みたい資質・能力の実現に向けては、幼稚園等において、子供の姿や地域の実情等を踏まえつつ、どのような教育課程を編成し、実施・評価し改善していくのかというカリキュラム・マネジメントを確立することが求められる。
- カリキュラム・マネジメントは、教職員が全員参加で、幼稚園等の特色を構築していく営みであり、園長のリーダーシップの下、全ての教職員が参加することが重要である。また、こうしたカリキュラム・マネジメントを園全体で実施していくためには、教員一

人一人が教育課程をより適切なものに改めていくという基本的な姿勢を持つことも重要である。

- 幼稚園等では、教科書のような主たる教材を用いず環境を通して行う教育を基本としていること、家庭との関係において緊密度が他校種と比べて高いこと、預かり保育や子育ての支援などの教育課程以外の活動が、多くの幼稚園等で実施されていることなどから、カリキュラム・マネジメントは極めて重要である。
- このため、幼稚園等においては、以下の三つの側面からカリキュラム・マネジメントを捉える必要がある。
 - i) 各領域のねらいを相互に関連させ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校の学びを念頭に置きながら、幼児の調和の取れた発達を目指し、幼稚園等の教育目標等を踏まえた総合的な視点で、その目標の達成のために必要な具体的なねらいや内容を組織すること。
 - ii) 教育内容の質の向上に向けて、幼児の姿や就学後の状況、家庭や地域の現状等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
 - iii) 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、家庭や地域の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。
- 各幼稚園等では、これまで以上に前述の三つの側面からカリキュラム・マネジメントの機能を十分に発揮して、幼児の実態等を踏まえた最も適切な教育課程を編成し、保護者や地域の人々を巻き込みながらこれを実施し、改善・充実を図っていくことが求められる。

③幼児教育において育みたい資質・能力と幼児期にふさわしい評価の在り方について

i) 幼児教育における「見方・考え方」

- 幼児期は、幼児一人一人が異なる家庭環境や生活経験の中で、自分が親しんだ具体的なものを手掛かりにして、自分自身のイメージを形成し、それに基づいて物事を感じ取ったり気付いたりする時期であることから、「見方・考え方」も園生活全体を通して、一人一人の違いを受け止めて培うことが大切である。
- 幼児教育における「見方・考え方」は、幼児がそれぞれの発達に即しながら身近な環境に主体的に関わり、心動かされる体験を重ね遊びが発展し生活が広がる中で、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、諸感覚を働かせながら、試行錯誤したり、思い巡らしたりすることである。
- また、このような「見方・考え方」は、遊びや生活の中で幼児理解に基づいた教員による意図的、計画的な環境の構成の下で、教員や友達と関わり、様々な体験をすること

を通して広がったり、深まったりして、修正・変化し発展していくものである。こういった「見方・考え方」が幼稚園等における学びにつながるものである。

- このような様々な体験等を通して培われた「見方・考え方」は、小学校以降において、各教科等の「見方・考え方」の基礎になるとともに、これらを統合化することの基礎ともなるものである。

ii) 幼児教育において育みたい資質・能力の整理と、小学校の各教科等との接続の在り方

- 育成を目指す資質・能力の三つの柱は、「高等学校を卒業する段階で身に付けておくべき力は何か」という観点や、「義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か」という観点を共有しながら、各学校段階の各教科等において、系統的に示されなければならないこととされている。
- 幼児教育においては、幼児期の特性から、この時期に育みたい資質・能力は、小学校以降のような、いわゆる教科指導で育むのではなく、幼児の自発的な活動である遊びや生活の中で、感性を働かせてよさや美しさを感じ取ったり、不思議さに気付いたり、できるようになったことなどを使いながら、試したり、いろいろな方法を工夫したりすることなどを通じて育むことが重要である。このため、資質・能力の三つの柱を幼児教育の特質を踏まえ、より具体化すると、以下のように整理される。
 - ア 「知識・技能の基礎」(遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて、何を感じたり、何に気付いたり、何が分かたり、何ができるようになるのか)
 - イ 「思考力・判断力・表現力等の基礎」(遊びや生活の中で、気付いたこと、できるようになったことなども使いながら、どう考えたり、試したり、工夫したり、表現したりするか)
 - ウ 「学びに向かう力・人間性等」(心情、意欲、態度が育つ中で、いかによりよい生活を営むか)
- これらの資質・能力は、現行の幼稚園教育要領等の5領域¹⁰⁶の枠組みにおいても育んでいくことが可能であると考えられることから、幼稚園教育要領等の5領域は引き続き、維持することとする。なお、幼児教育の特質から、幼児教育において育みたい資質・能力は、個別に取り出して身に付けさせるものではなく、遊びを通しての総合的な指導を行う中で、「知識・技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力・人間性等」を一体的に育んでいくことが重要である。(別添1を参照)

¹⁰⁶ 幼稚園教育の「ねらい」と「内容」を発達の側面からまとめたもので、心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」、感性と表現に関する領域「表現」からなる。

- また、5領域の内容等を踏まえ、5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を平成22年に取りまとめられた「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」を手掛かりに、資質・能力の三つの柱を踏まえつつ、明らかにしたものが、以下の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」である。

ア 健康な心と体

幼稚園生活の中で充実感や満足感を持って自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせながら取り組み、見通しを持って自ら健康で安全な生活を作り出しているようになる。

イ 自立心

身近な環境に主体的に関わりいろいろな活動や遊びを生み出す中で、自分の力で行うために思い巡らしなどして、自分でしなければならないことを自覚して行い、諦めずにやり遂げることで満足感や達成感を味わいながら、自信を持って行動するようになる。

ウ 協同性

友達との関わりを通して、互いの思いや考えなどを共有し、それらの実現に向けて、工夫したり、協力したりする充実感を味わいながらやり遂げるようになる。

エ 道徳性・規範意識の芽生え

してよいことや悪いことが分かり、相手の立場に立って行動するようになり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、決まりを守る必要性が分かり、決まりを作ったり守ったりするようになる。

オ 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちを持ちつつ、いろいろな人と関わりながら、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に一層の親しみを持つようになる。

遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報を伝え合ったり、活用したり、情報に基づき判断しようとしたりして、情報を取捨選択などして役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用したりなどして、社会とのつながりの意識等が芽生えるようになる。

カ 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わり、物の性質や仕組み等を感じ取ったり気付いたりする中で、思い巡らし予想したり、工夫したりなど多様な関わりを楽しむようになるとともに、友達などの様々な考えに触れる中で、自ら判断しようとしたり考え直したりなどして、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

キ 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、身近な事象への関心が高まりつつ、好奇心や探究心を持って思い巡らし言葉などで表しながら、自然への愛情や畏敬の念を持つようになる。

身近な動植物を命あるものとして心を動かし、親しみを持って接し、いたわり大切にする気持ちを持つようになる。

ク 数量・図形、文字等への関心・感覚

遊びや生活の中で、数量などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりして、必要感からこれらを活用することを通して、数量・図形、文字等への関心・感覚が一層高まるようになる。

ケ 言葉による伝え合い

言葉を通して先生や友達と心を通わせ、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付けるとともに、思い巡らしたことなどを言葉で表現することを通して、言葉による表現を楽しむようになる。

コ 豊かな感性と表現

みずみずしい感性を基に、生活の中で心動かす出来事に触れ、感じたことや思い巡らしたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりして、表現する喜びを味わい、意欲が高まるようになる。

- この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、5領域の内容等を踏まえ、特に5歳児の後半にねらいを達成するために、教員が指導し幼児が身に付けていくことが望まれるものを抽出し、具体的な姿として整理したものであり、それぞれの項目が個別に取り出されて指導されるものではない。もとより、幼児教育は環境を通して行うものであり、とりわけ幼児の自発的な活動としての遊びを通して、これらの姿が育っていくことに留意する必要がある。
- また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児においても、これを念頭に置きながら5領域にわたって指導が行われることが望まれる。その際、3歳児、4歳児それぞれの時期にふさわしい指導の積み重ねが、この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」につながっていくことに留意する必要がある。
- さらに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、5歳児後半の評価の手立てともなるものであり、幼稚園等と小学校の教員が持つ5歳児修了時の姿が共有化されることにより、幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化が図られることが期待できる。
- 小学校の各教科等においても、生活科を中心としたスタートカリキュラムの中で、総合的・関連的な指導や短時間での学習などを含む授業時間や指導の工夫、環境構成等の工夫を行うとともに、子供の生活の流れの中で、幼児期の終わりまでに育った姿が発揮

できるような工夫を行いながら、幼児期に育まれた資質・能力を徐々に各教科等の特質に応じた学びにつなげていく必要がある。

iii) 資質・能力を育む学びの過程の考え方

- 幼児教育において、幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習である。「論点整理」においては、習得・活用・探究という学びの過程の重要性が提言されており、幼児教育においても、資質・能力を育む上で学びの過程を意識した指導が重要である。
- 幼児教育における学びの過程は、発達の段階によって異なり、一律に示されるものではないが、一例を示すとすれば、5歳児の後半では、遊具・素材・用具や場の選択等から遊びが創出され、やがて楽しさや面白さの追求、試行錯誤等を行う中で、遊びへ没頭し、遊びが終わる段階でそれまでの遊びを振り返るといった過程をたどる。
- 前述のような学びの過程が実現するには、教員は、幼児教育において育みたい資質・能力を念頭に置いて環境を構成し、このような学びの過程の中で、一人一人の違いにも着目しながら、総合的に指導していくことが前提となる。

iv) 幼児期にふさわしい評価の在り方

- 幼稚園における評価については、現行の幼稚園教育要領第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、幼児の発達の実情から向上が著しいと思われるものを評価してきたところである。
- 次期幼稚園教育要領等においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化の方向性が示されることに伴い、幼児期の評価についても、その方向性を踏まえ、改善を図る必要がある。
- 具体的には、幼児一人一人のよさや可能性を評価するこれまでの幼児教育における評価の考え方は維持しつつ、評価の視点として、幼稚園教育要領等に示す各領域のねらいのほか、5歳児については、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた視点を新たに加えることとする。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものでないことに留意するようにする。
- また、幼児の発達の状況を小学校の教員が指導上参考にできるよう、指導要録の示し方の見直しを図るとともに、指導要録以外のものを含め、小学校と情報の共有化の工夫を図る。
- その他、日々の記録や、実践を写真や動画などに残し可視化したいいわゆる「ドキュメンテーション」、ポートフォリオなどにより、幼児の評価の参考となる情報を日頃から蓄積するとともに、このような幼児の発達の状況を保護者と共有することを通じて、幼稚園等と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進めていくことが大切である。

④資質・能力の育成に向けた教育内容の改善・充実

- 幼児教育は、幼児の自発的な活動としての遊びを中心とした教育を実践することが何よりも大切であり、教員は、幼児の自発的な遊びを生み出すために必要な環境を構成することが求められる。
- 特に、近年、少子化や都市化等の進行によって、友達との外遊びや自然に触れ合う機会が減少してきていることから、教員は、戸外で幼児同士が関わり合ったり、自然との触れ合いを十分に経験したりすることができる環境を構成していくことが重要となってきた。
- 先に述べた幼児教育において育みたい資質・能力は、このような遊びを通しての総合的な指導の中で一体的に育んでいくものであり、これまで幼児教育において大切にされてきた社会情動的スキルやいわゆる非認知的能力といったものの育成も含め、以下に述べる教育内容等の改善を通じて更に充実を図り、小学校以降の学びにつなげていく必要がある。

i) 幼稚園教育要領等の構成の見直し

- カリキュラム・マネジメントや学習・指導方法の改善など各学校種共通で示された学習指導要領等の総則の見直しのほか、幼稚園教育要領等固有の主な構成の見直しについては、以下のとおりである。
- 預かり保育など教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などについては、これまでも教育課程に係る教育活動を考慮して行われてきたところであるが、幼児の生活を、見通しを持って把握し、幼稚園等におけるカリキュラム・マネジメントを充実する観点から、教育課程や預かり保育を含め、登園から降園までの幼児の生活全体を捉えた全体的な計画の作成を幼稚園教育要領等に位置付ける。
- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る観点から、5歳児修了時までには育てほしい具体的な姿について10項目に整理した「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」¹⁰⁷を幼稚園教育要領等に新たに位置付ける。

ii) 資質・能力の整理を踏まえた教育内容の見直し

- 育成を目指す資質・能力については、幼児教育から高等学校教育までを通じて、見通しを持って系統的に示す必要があることから、現在の領域構成を引き継ぎつつ、資質・能力の三つの柱に沿って、内容の見直しを図る。

¹⁰⁷ 「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」については、幼稚園等のみならず、家庭に対しても、その周知を図っていくことが求められる。

iii) 現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し

- 近年の子供の育ちを巡る環境の変化等を踏まえた教育内容の見直しについては、以下のとおりである。
- 安全な生活や社会づくりに必要な資質・能力を育む観点から、状況に応じて自ら機敏に行動することができるようにするとともに、安全についての理解を深めるようにする。
- 幼児期における多様な運動経験の重要性の指摘を踏まえ、幼児が遊ぶ中で体の諸部位を使った様々な体験を重視するとともに、食の大切さに気付いたり、食に対する態度を身に付けたりすることを通じて、幼児の心身の健やかな成長の増進を図るようにする。
- 幼児期におけるいわゆる非認知的能力を育むことの重要性の指摘等を踏まえ、身近な大人との深い信頼関係に基づく関わりや安定した情緒の下で、例えば、親しみや思いやりを持って様々な人と接したり、自分の気持ちを調整したり、くじけずに自分でやり抜くようにしたり、前向きな見通しを持ったり、幼児が自分のよさや特徴に気づき、自信を持って行動したりするようにする。
- 学びの過程の重要性を踏まえ、具体的な活動の中で、比べる、関連付ける、総合するといった、思考の過程を示すなど、思考力の芽生えを育むようにする。
- 「社会に開かれた教育課程」の重要性を踏まえ、自然に触れたり、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に触れたり、異なった文化等に触れたりし、これらに親しみを持てるようにするなどして、幼児に、自然や身の回りの物を大切にする態度や、社会とのつながりの意識を育んだり、多様性を尊重する態度や国際理解の意識の芽生え等を育んだりするようにする。その際、園内外の行事を活用することも有効と考えられる。
- 視聴覚教材等については、幼児教育では、直接体験が重要であることを踏まえつつ、例えば、日頃の幼稚園生活では体験することが難しい体験を補完したりする場合や、幼児がより深く知りたいと思ったり、体験を深めたいと思ったりした場合の活用法を示すことを検討する。
- 幼児期における言語活動の重要性を踏まえ、幼児が言葉のリズムや響きを楽しんだり、知っている言葉を様々な使いながら、未知の言葉と出会ったりする中で、言葉の獲得の楽しさを感じたり、友達や教員と言葉でやり取りしながら自分の考えをまとめたりするようにする。
- 身近な自然や生活の中にある、何気ない音や形、色に気づき楽しむことが、幼児の豊かな感性や自分なりの表現を培う上で大切であることから、自然や生活の中にある音や素材に触れる機会の充実を図るようにする。

iv) 幼稚園における預かり保育と子育ての支援の充実

- 社会と教育課程のつながりを大切にする「社会に開かれた教育課程」としての役割は、

預かり保育や子育ての支援を通じて、施設や機能を開放してきた幼稚園では、これまでも担われてきたものである。近年の社会環境の急速な変化に対応し、今後も、幼稚園における教育課程が「社会に開かれた教育課程」としての役割を更に果たしていくためには、以下のような改善を図っていく必要がある。

- 幼稚園生活全体を通じて幼児の発達を把握し、幼稚園生活を更に充実する観点から、預かり保育について、教育課程に係る教育時間を含めた全体の中で計画、実施する必要があることや地域の人々との連携などチームとして取り組むことの例を示す。
- 幼稚園が地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を一層果たしていく観点から、子育ての支援について、心理士、小児保健の専門家、幼児教育アドバイザーなどの活用や地域の保護者と連携・協働しながら取り組むようにする。

⑤学びや指導の充実と教材の充実

i) 「主体的・対話的で深い学び」の実現

- 幼児教育における重要な学習としての遊びは、環境の中で様々な形態により行われており、以下のアクティブ・ラーニングの視点から、絶えず指導の改善を図っていく必要がある。その際、発達の過程により幼児の実態は大きく異なることから、柔軟に対応していくことが必要である。
- ① 周囲の環境に興味や関心を持って積極的に働き掛け、見通しを持って粘り強く取り組み、自らの遊びを振り返って、期待を持ちながら、次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。
- ② 他者との関わりを深める中で、自分の思いや考えを表現し、伝え合ったり、考えを出し合ったり、協力したりして自らの考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。
- ③ 直接的・具体的な体験の中で、「見方・考え方」を働かせて対象と関わって心を動かし、幼児なりのやり方やペースで試行錯誤を繰り返し、生活を意味あるものとして捉える「深い学び」が実現できているか。

ii) 教材の在り方

- 教科書のような主たる教材を用いるのではなく、体を通して体験的に学ぶ幼児教育において、幼児が主体的に活動を展開できるかどうかは、教員の環境の構成に懸かっており、教員が日常的に教材を研究することは極めて重要である。また、継続的な教材研究により教材の質が高まることで、「見方・考え方」も発展させることが期待できる。
- このため、幼児の発達に即して、幼児の経験に必要な遊具や用具、素材等の検討・選択及び環境の構成の仕方など、教員による日々の継続的な教材研究の必要性などについて、明確化を図る。

⑥必要な条件整備等について

- 教育の成果は、その担い手である教員の資質・能力に負うところが大きく、特に、幼児教育において、教員は幼児のモデルとして様々な役割を果たしており、与える影響も極めて大きい。加えて、幼稚園等は、若い世代の入れ替わりが多く、経験に基づく知見が蓄積されにくく、また、預かり保育や子育ての支援など教育課程以外の活動へのニーズの高まりから研修時間の確保が難しくなっている現状を踏まえると、資質・能力の向上を図るための研修の在り方が喫緊の検討すべき課題となっている。
- このため、各幼稚園等においては、教員以外の職員も含め、相互に日頃の実践についての意見交換やテーマに基づく研究の実施など、園内研修の継続・充実を図るとともに、園外研修の機会の確保を図ることが必要である。その際、特に近年の幼稚園等の小規模化を踏まえ、複数の園による多様な立場にある教員等の交流の機会を確保することも重要である。また、国や教育委員会等においては、指導方法等に関して参考となる教材の開発や研修体制の充実を図るとともに、幼稚園等においては、地域の幼稚園教諭の教職課程を有する大学・学部や幼児教育研究団体等との連携も必要である。とりわけ、地域の幼稚園教諭の教職課程を有する大学・学部においては、最新の知見に基づいた教育・研究が期待されることから、常に最新の情報の獲得に努めることが求められる。
- また、各地域における幼児教育の質の充実を図るためには、市区町村を中心に幼児教育の経験を持った指導主事の配置や幼稚園、保育所、認定こども園等を巡回して指導・助言を行う幼児教育アドバイザーの育成・配置や、都道府県を中心に地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置など幼児教育の推進体制の整備が求められる。
- 今後とも、幼児教育の質の向上を図っていくためには、中長期的な観点から幼児教育に関する基礎的な研究を行う必要がある。このため、平成28年度より国立教育政策研究所に新たに設置された幼児教育研究センターを中心にして、継続的に政策効果に関する調査研究活動を行っていくことが求められる。
- 幼保連携型認定こども園の教育及び保育については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性を確保しなければならないとされていることを踏まえ、現在、行われている保育所保育指針の改定に向けた検討との整合性を図るなど、関係府省と連携しながら引き続き審議することとする。

(2) 小学校

①小学校教育の基本と、低・中・高学年それぞれの課題

- 小学校においては、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎」を培うこと及び「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質」を養うことを目的とする義務教育のうち、基礎的なものを施すことが目的となる。
- 小学校教育における現状の課題について考えると、小学校の6年間という期間は子供たちにとって大きな幅のある期間であり、低学年、中学年、高学年の発達段階に応じて、それぞれ異なる課題が見受けられるとの指摘があるところである。
- 低学年においては、その2年間の中で生じた学力差が、その後の学力差の拡大に大きく影響しているとの課題が指摘されている。学習の質に大きく関わる語彙を増やすことなど基礎的な知識・技能の定着や、感性を豊かに働かせ、身近な出来事から気付きを得て考えることなど、中学年以降の学習の素地を形成していくとともに、一人一人のつまづきを早期に見だし、指導上の配慮を行っていくことが重要となる。
- 中学年は、生活科の学習が終わり、理科や社会科の学習が始まるなど、具体的な活動や体験を通じて低学年で身に付けたことを、より各教科等の特質に応じた学びにつなげていく時期である。例えば国語科における言葉の働きについても、低学年における「事物の内容を表す働き」等に加えて、「考えたことや思ったことを表す働き」があることに気付くなど、指導事項も次第に抽象的な内容に近づいていく段階であり、そうした内容を扱う学習に円滑に移行できるような指導上の配慮が課題となる。
- 高学年においては、子供たちの抽象的な思考力が高まる時期であり、教科等の学習内容の理解をより深め、育成を目指す資質・能力の育成に確実につなげるためには、指導の専門性の強化が課題となっている。定期的に文部科学省が実施している「教育課程の編成・実施状況調査」の結果を見ても、理科や音楽などを中心に、特に高学年において、専科指導を行う学校の割合は年々増加しているところである。こうした専科指導の充実には、子供たちの個性に応じた得意分野を伸ばしていくためにも重要である。
- また、様々な生徒指導上の課題が早期化し、中学校からではなく、小学校高学年からの対応が必要となっているとの指摘もある。こうした課題に対応するためには、学級担任だけでなく、複数の教員が関わり育てていくことが重要になっており、専科指導による教科担任の充実には、結果的にこうした子供たちとの多面的な関わりを創り出すことにもつながっている。学級担任制のよさと、教科担任のよさを兼ね備えた指導体制の確立が課題となっている。
- 小学校教育の改善・充実に当たっては、前述のような低・中・高学年それぞれの課題を踏まえつつ、幼児教育や中学校教育との接続を考えながら、高等学校卒業までに育成

幼児教育において育みたい資質・能力の整理

別添 1

小学校
以上

知識・技能

思考力・判断力・表現力等

学びに向かう力・人間性等

※下に示す資質・能力は例示であり、遊びを通しての総合的な指導を通じて育成される。

知識・技能の基礎

(遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて、何を感じたり、何に気付いたり、何が分かったり、何ができるようになるのか)

- ・ 基本的な生活習慣や生活に必要な技能の獲得 ・ 身体感覚の育成
 - ・ 規則性、法則性、関連性等の発見
 - ・ 様々な気付き、発見の喜び
 - ・ 日常生活に必要な言葉の理解
 - ・ 多様な動きや芸術表現のための基礎的な技能の獲得
- 等

思考力・判断力・表現力等の基礎

(遊びや生活の中で、気付いたこと、できるようになったことなども使いながら、どう考えたり、試したり、工夫したり、表現したりするか)

- ・ 試行錯誤、工夫
- ・ 予想、予測、比較、分類、確認
- ・ 他の幼児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさ
- ・ 言葉による表現、伝え合い
- ・ 振り返り、次への見通し
- ・ 自分なりの表現
- ・ 表現する喜び 等

遊びを通しての総合的な指導

- ・ 思いやり ・ 安定した情緒 ・ 自信
 - ・ 相手の気持ちの受容 ・ 好奇心、探究心
 - ・ 葛藤、自分への向き合い、折り合い
 - ・ 話合い、目的の共有、協力
 - ・ 色・形・音等の美しさや面白さに対する感覚
 - ・ 自然現象や社会現象への関心
- 等

学びに向かう力・人間性等

(心情、意欲、態度が育つ中で、いかによりよい生活を営むか)

・ 三つの円の中で例示される資質・能力は、五つの領域の「ねらい及び内容」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」から、主なものを取り出し、便宜的に分けたものである。

環境を通して行う教育

幼児教育

を目指す資質・能力や、義務教育を通じて育成を目指す資質・能力の在り方などを見通していくことが必要である。

②言語能力の育成と国語教育、外国語教育の改善・充実

i) 小学校段階における言語能力育成の重要性について

- 学習や生活の基盤づくりという観点から、小学校段階における言語能力の育成がその後の学習に与える影響は極めて大きい。特に小学校低学年において、語彙量を増やしていくことがその後の学習に大きな影響を与えると指摘されていることなども踏まえながら、義務教育の初期段階を担う小学校教育において、重要な課題として取り組んでいく必要がある。
- こうした言語能力については、全ての教科等における言語活動の充実を通じて育成を図るべきものであるが、特に言葉を直接の学習対象とする国語教育及び外国語教育の果たすべき役割は極めて大きい。第1部5.(4)において述べた、言語能力を構成する資質・能力やそれらが働く過程、育成の在り方を踏まえながら、改善・充実の在り方を考えていくことが必要である。

ii) 国語教育の充実

- 国語で理解したり表現したり、考えを形成し深める力を身に付けることは、あらゆる学習の基盤として必要不可欠なものである。変化の激しい社会の中で未来を創り出していくためには、多様な情報や考えを理解して、文章や発話により表現したり、個人や集団としての考えを形成したり深めたりしていくために必要となる、言語能力や情報活用能力の向上が重要な課題となってくる。
- また、第1部5.(5)において述べたように、グローバル化する中で世界と向き合うことが求められている我が国においては、自国や他国の言語や文化を理解し、日本人としての美德やよさを生かしグローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力の育成が求められている。言語能力を向上させるとともに、古典に関する学習等を通じて、日本人として大切にしてきた言語文化を積極的に享受していくことは、我が国の伝統や文化を語り、継承していけるようにするとともに、文化や考え方の多様性を理解し多様な人々と協働したりできるようにするための素地を形成することにもなると考えられる。
- 現行学習指導要領の国語科においては、実生活で生きて働き、各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身に付けること、我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てること等に重点を置いて、その充実が図られた。
- しかし、例えば小学校では、目的や意図に応じて情報を整理して文章にすること、筆者の意図を想定しながら文章全体の構成や表現の工夫を捉えることなどに課題があることが明らかになっている。

- こうした課題を踏まえ、小学校の国語科については、高等学校における科目構成の見直し等も見通しながら、言語能力を構成する資質・能力やそれが働く過程等に関する整理を踏まえ、教育目標や内容の見直しを図ることとしている。
- 特に、小学校低学年の学力差の大きな背景に語彙の量と質の違いがあるとの指摘を踏まえ、思考を深めたり活性化させたりしていくための語彙を豊かにするなど、語彙量を増やしたり、語彙力を伸ばしたりして、語彙を生活の中で活用できるよう指導の改善・充実を図ることが重要である。

iii) 外国語教育の充実

(小・中・高等学校を通じて一貫して育成を目指す外国語教育における資質・能力)

- グローバル化の急速な進展が、社会のあらゆる分野に影響する現在やこれからの社会の在り方を考えると、外国語、特に国際共通語としての英語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、子供たちがどのような職業に就くとしても、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、今まで以上にその能力の向上が課題となっている。
- 外国語活動及び外国語科においては、特に外国語活動を通じて児童の学習意欲が高まっていることなど、現行学習指導要領に基づく各学校段階での指導¹⁰⁸を通じた学習成果が認められるものの、進学や進級した後に、それまでの学習内容を発展的に生かすことができていないといった状況も見られ、学校段階間の接続の不十分さなどが指摘されている。また、中・高等学校においては、文法・語彙等の知識がどれだけ身に付いたかという点に重点が置かれがちであり、外国語によるコミュニケーション能力の育成を意識した取組に課題¹⁰⁹があると指摘されている。
- また、求められる生徒の英語力としては、国の第2期教育振興基本計画(平成25年度～29年度)が掲げる成果指標を基に、中学校卒業段階で国際的な基準であるCEFRのA1レベル程度以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2～B1レベル程度以上を達成した生徒の割合をそれぞれ50%¹¹⁰とすることに向けた取組を推進してきたが、達成されていない状況にある¹¹¹。

¹⁰⁸ 現行学習指導要領における外国語教育においては、小・中・高等学校を通じて、発達の段階に応じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、情報や考えなどを理解したり伝えたりする力の育成を目標に掲げ、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」などに必要な力を総合的に育成することをねらいとしており、これまでも様々な取組を通じて充実が図られてきた。

¹⁰⁹ 「話すこと」及び「書くこと」などの言語活動が十分に行われていないことや、知識や経験を生かしてコミュニケーションを行う目的・場面・状況等に応じて適切に表現することなどに課題が指摘されている。

¹¹⁰ 国の第2期教育振興基本計画(平成25年度～平成29年度)(平成25年6月14日閣議決定)においては、成果指標として、中学校卒業段階で英検3級程度以上、高等学校卒業段階で英検準2級程度～2級程度以上を達成した中高生の割合を50%とすることとされている。また、「英語教育の在り方に関する有識者会議」報告(平成26年9月)においては、これまで設定されている英語力の目標から、高校生の特性・進路等に応じて、高等学校卒業段階で、例えば英検2級から準1級、TOEFL iBT60点前後以

- こうした課題に対応するためには、①各学校段階の学びを接続させること、②「知識・技能」のみならず、外国語を「どのように使うか」、外国語を通して「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」といった観点から、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」もバランス良く育成していくことが重要である。
- 次期学習指導要領においては、第2部に示すとおり、言語能力の向上に関する議論も踏まえつつ¹¹²、小・中・高等学校を通じて育成を目指す資質・能力を明確にし、「外国語を使って何ができるようになるか」という観点から、具体的な指標形式の目標¹¹³を含む一貫した教育目標を学習指導要領に設定することとしている。
- こうした目標に基づき、小・中・高等学校を通じて、「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やりとり：interaction）」「話すこと（発表：production）」「書くこと」の五つの領域のバランスの取れた育成を図り、言語や文化に対する理解を深め、他者を尊重し、聞き手・読み手・話し手・書き手に配慮しながら、外国語でコミュニケーションを図ろうとする態度を育成していくことが求められる。子供たちが卒業後も、自分の将来の進路や職業などと結び付けながら、主体的に学習に取り組む態度を身に付けるようにしていくことも重要である。

（小学校の外国語教育における改善・充実）

- 小学校段階においては、高学年の外国語活動の充実により、児童の高い学習意欲、中学生の外国語教育に対する積極性の向上といった変容などの成果が認められる。一方で、①音声中心で学んだことが、中学校の段階で音声から文字への学習に円滑に接続されていない、②国語と英語の音声の違いや英語の発音と綴りの関係、文構造の学習において課題がある、③高学年は、児童の抽象的な思考力が高まる段階であり、より体系的な学習が求められることなどが課題として指摘されている。
- こうした成果と課題を踏まえ、次期改訂においては、第2部に示すとおり、中学年から「聞く」「話す」を中心とした外国語活動を通じて外国語に慣れ親しみ外国語学習への

上等（CEFR B1～B2レベル程度）を設定し、生徒の多様な英語力の把握・分析・改善を行うことが必要であると指摘されている。さらに、平成27年度の国の行政事業レビューでは、第2期期末時のレビューを経た上で、将来的な目標設定を行うことを提示している。

- ¹¹¹ 中学校段階の達成率が35%、高等学校段階が32%という現状にある。第2期教育振興基本計画の期末にこれまでの取組を評価した上で、今後、現在審議されている第3期教育振興基本計画(平成30年度～34年度)において、次期学習指導要領に沿った目標を設定し、更なる改善・充実を図る必要がある。
- ¹¹² 外国語教育においては、言語能力の三つの側面のうち、「他者とのコミュニケーション」の側面を、資質・能力全体を貫く軸としつつ、そうしたコミュニケーションが「創造的・論理的思考」や「感性・情緒」の側面にも支えられるよう、資質・能力を整理している。
- ¹¹³ 指標形式の目標は、小・中・高等学校で一貫した目標を実現するため、国際的な基準を参考に、外国語教育の目標に沿って、外国語学習の特性を踏まえて育成する「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力等」を、「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やりとり）」「話すこと（発表）」「書くこと」の5領域ごとに明確にするものである。高等学校卒業時において共通に求められる資質・能力を明確にした上で、発達段階に応じた形でそこに至る段階が示される。各学校においては、国が学習指導要領に定める外国語科の指標形式の目標を踏まえ、学校毎に具体的な学習到達目標を設定することが求められる。

動機付けを高めた上で、高学年から発達の段階に応じて段階的に文字を「読むこと」及び「書くこと」を加えて総合的・系統的に扱う教科学習を行うことが求められる。

○ 小学校高学年において教科に位置付けるに当たっては、以下のような方向性が重要である。

- ・教科としての外国語教育のうち基礎的なものとして、中学年から高学年及び中学校への学びの連続性を持たせながら、これまでの体験的な「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」「書くこと」の領域を扱う言語活動を通じて、より系統性を持たせた指導（教科型）を行う。その際、外国語の基本的な表現に関わって聞くことや話すことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う体系的な指導を行う教科として位置付ける。
- ・これまでの課題に対応した教科化に向けて、新たに①アルファベットの文字や単語などの認識、②国語と英語の音声の違いやそれぞれの特徴への気付き、③語順の違いなど文構造への気付きなど、言語能力向上の観点から言葉の仕組みの理解などを促す指導を行うために必要な時間を確保する。
- ・教科として位置付ける際、単に中学校で学ぶ内容を小学校高学年に前倒しするのではなく、身近なことに関する基本的な表現による各領域の豊かな言語活動を行うため、発達の段階に応じた「読むこと」、「書くこと」に慣れ親しみ、積極的に英語を読もうとしたり書こうとしたりする態度の育成を含めた初歩的な運用能力を養うこととする。

例) 馴染（なじ）みのある定型表現を使って、自分の好きなものや一日の生活などについて、友達に質問したり、質問に答えたりすることができる。

- ・教科として評価する際、英語嫌いにならないようにするため、外国語を読んだり、書いたりすることなどを通して、言葉の仕組みの面白さなどに気付きながら活用しようとする態度をより適切に評価できるようにすることが重要である。

○ 小学校中学年においては、「聞くこと」、「話すこと」を中心とする、外国語を用いた体験的な活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、外国語の音声や基本的な表現などに慣れ親しませ、コミュニケーションの素地を養う外国語活動として位置付ける。

○ 語彙、表現などについては、小学校で学んだ語彙・表現を、中学校において、小学校とは異なる場面で使ったり別の意味で活用したりするなど、言語活動において繰り返し活用し定着を図ることが重要である。さらに、中学校で学習した語彙・表現・文法事項等は高等学校においても意味のある文脈の中で コミュニケーションを通して繰り返し触れることが重要である。その際、ICT等を活用した効果的な言語活動の工夫や、児童生徒が自らの学習活動を振り返って次につながる主体的な学びができるようにすることも重要となる。

- このような方向性を目指し、小学校高学年において「聞くこと」「話すこと」の活動に加え、「読むこと」「書くこと」を含めた言語活動を展開し定着を図り、教科として系統的な指導を行うためには、現行の外国語活動に必要な時間の倍程度となる年間70単位時間の時数が必要である。また、中学年における外国語活動については、従来の外国語活動と同様に年間35単位時間の時数が必要である¹¹⁴。

(短時間学習等の活用など、弾力的な授業時間の設定や時間割編成に関する考え方)

- 教科化に伴い、小学校高学年において年間35単位時間増となる時数を確保するためには、教育課程全体の枠組みの状況¹¹⁵を考慮すると、ICT等も活用しながら10～15分程度の短い時間を単位として繰り返し教科指導を行う短時間学習（帯学習、モジュール学習。以下「短時間学習」という。）¹¹⁶を含めた弾力的な授業時間の設定や時間割編成を、教育課程全体を見通しながら実現していく必要がある。
- 弾力的な授業時間の設定や時間割編成に関する研究開発学校等の先行的な取組状況や「教育課程の編成・実施状況調査」の結果、これまでの成果・課題等を踏まえ、今後、外国語科の特質を踏まえた指導内容のまとまりや教育効果を高める観点から、短時間学習を行う場合には、学習指導要領上の標準授業時数内で、その時間を年間授業時数に含め、その目標を明確にし、まとまりのある授業時間との関連性を確保した上で実施することが必要である。
- 前述の調査結果や小学校の取組の現状を踏まえると、短時間学習については、授業時数内外で様々な教科も含めた取組が行われており、全ての小学校において、外国語科に特化した短時間学習を一律に行うこととすることは困難な状況にある。このため、年間70単位時間における一定の短時間学習の在り方を横並びで求めるのではなく、ある場合には45分授業を60分授業の扱いにして、その中の15分を短時間学習として位置付けることや、また別の場合には外国語科の短時間学習を2週間に3回程度実施すること、さらに別の場合には夏季、冬季の長期休業期間において言語活動を行うなど、地域や各学校の実情に応じた幅のある弾力的な授業時間の設定や時間割編成が必要である。
- 中学年においては、年間35単位時間、週当たり1コマ相当の外国語活動を、短時間学習で実施することは困難であり、小学校の教育課程全体を見通して弾力的な時間割編成を行っていくことが必要である。

¹¹⁴ こうした授業時数を想定した具体的な指導内容については、第2部2.(12)②ii)を参照。

¹¹⁵ 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」（平成20年1月中央教育審議会）6(1)小・中学校の教育課程の枠組みにおいては、「学習指導要領上の標準授業時数を増加する場合、週28コマが限度と考えられる」と指摘された。

¹¹⁶ 小学校学習指導要領においては、短時間学習を含む単位時間の設定の工夫について、総則の解説に記載されている。なお、中学校学習指導要領においては、総則本文に「10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教員がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる」との規定がある。

- 以上を踏まえた検討とともに、④で後述するように、担当する教員が、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を、責任を持って行う体制を確保していく観点から、教員養成、教員研修及び教材開発に関する条件整備が不可欠である。

(国語教育との効果的な連携)

- 国語教育と外国語教育は、第1部5.(4)において述べたように、学習の対象となる言語は異なるが、ともに言語能力の向上を目指すものであるため、共通する指導内容や指導方法を扱う場面がある。別紙2-3のとおり、学習指導要領等に示す指導内容を適切に連携させたり、各学校において指導内容や指導方法等を適切に連携させたりすることによって、外国語教育を通じて国語の特徴に気付いたり、国語教育を通じて外国語の特徴に気付いたりするなど、言葉の働きや仕組みなどの言語としての共通性や固有の特徴への気付きを促すことを通じて相乗効果を生み出し、言語能力の効果的な育成につなげていくことが重要である。

③情報技術を手段として活用する力やプログラミング的思考の育成

- 第1部5.(4)において述べたように、将来の予測が難しい社会においては、情報や情報技術を受け身でとらえるのではなく、手段として主体的に活用していく力が求められる。そのためには、発達の段階に応じて、情報活用能力を体系的に育てていくことが重要になる。
- 特に、情報技術の基本的な操作については、小学生の1分間当たりのキーボードでの文字入力数が平均5.9文字であることなども踏まえながら、文字入力やデータ保存などに関する技能の着実な習得を小学校段階から図っていくことが求められる。3学年の国語科におけるローマ字学習や、総合的な学習の時間において身に付ける学び方、社会科における資料活用、算数における図形やグラフの作成、理科における実験・観察の記録等の学習とも関連付けながら、着実な習得を図っていくことが必要である。また、国は関係者とも連携して、そのために必要な練習用教材を開発し、Web上で提供していくことが求められる。
- また、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる「プログラミング的思考」などを育むプログラミング教育を通じて、身近なものにコンピュータが内蔵され、プログラミングの働きにより生活の便利さや豊かさがもたらされていることについて理解し、そうしたプログラミングを、自分の意図した活動に活用していけるようにすることもますます重要になっている。中学校においては、技術・家庭科(技術分野)においてプログラミング教育に関する内容が倍増され、高等学校でも情報科の共通必修科目の新設が予定されている。小学校段階においても、文部科学省が設置し

た有識者会議による議論の取りまとめ¹¹⁷も踏まえて位置付けていくことが求められる。

- 具体的には、各小学校において、各学校における子供の姿や学校教育目標、環境整備や指導体制の実情等に応じて、教育課程全体を見渡し、プログラミング教育を行う単元を位置付けていく学年¹¹⁸や教科等を決め、地域等との連携体制を整えながら指導内容を計画・実施していくことが求められる。
- 各小学校が見通しを持ってこうした計画・実施を行うことができるよう、国は、新しい教育課程の実施に向けて、教育委員会や小学校現場、関係団体、民間や学術機関等と連携しながら、指導内容の在り方を検討して指導事例集としてまとめることや、各教科等における教育の強みとプログラミング教育のよさが結びついた教材等の開発・改善¹¹⁹を、その先の教育の在り方も見据えながら行っていくことが求められる¹²⁰。
- プログラミング教育を実施することとなった教科等においては、前述の指導事例集等を参考に、各教科等の指導内容を学びながら、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験することを、各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせた「主体的・対話的で深い学び」の中で実現し、各教科等における教育の強みとプログラミング教育のよさが相乗効果を生むような指導内容を具体化していくことが求められる。
- 併せて、プログラミング教育の実施に当たっては、ICT環境の整備や教員研修、民間と連携した指導体制の確保などを確実に図っていく必要がある。その際、小学校段階における指導には、コンピュータ科学分野の高度な知識が必要というわけではないことに留意が必要である。

④各小学校における弾力的な時間割編成

(時間割編成とカリキュラム・マネジメント)

- 教育課程を通じて、言語能力や情報活用能力等も含め、小学校教育として育成を目指す資質・能力を育てていくためには、各教科等を学ぶ意義を大切にしつつ、教科等間の相互の関連を図りながら、教育課程全体としての教育効果を高めていくことが必要となる。そのための鍵となるのが、カリキュラム・マネジメントである。

¹¹⁷ 「小学校段階におけるプログラミング教育の在り方について（議論の取りまとめ）」（平成28年6月小学校段階における論理的思考力や創造性、問題解決能力等の育成とプログラミング教育に関する有識者会議）参照。

¹¹⁸ 小・中・高等学校を見通した観点からは、高学年での実施が中学校との接続に効果的と考えられるが、中～高学年の幅の中で、各学校の教育目標や子供たちの興味・関心等を踏まえた対応が求められる。

¹¹⁹ 各教科等における指導内容のイメージについては別紙3-2参照。

¹²⁰ 効果的なプログラミング教育の実施が都市部だけではなく全国で偏りなく可能となるよう、官民連携したコンソーシアムなどを通じて、教科の特質に応じたICT教材や優れたコンテンツの開発共有、教員の指導を支える支援人材バンクの構築など、学校を支援する体制を整備していくことが重要である。

- 各小学校が行う時間割の編成なども、学校における子供の生活時間を、教育課程の指導内容や授業時数との関係でどのようにデザインするかという観点から行われるカリキュラム・マネジメントの一部であると言える。現行学習指導要領では、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、授業の1単位時間を何分にするかについて決定したり、創意工夫を生かして時間割を弾力的に編成したりすることができることとされているところである。
- 各小学校では、学習指導要領に基づき育成を目指す資質・能力を設定し、時間割の編成を含めて指導内容を体系化したり、地域や社会との連携・協働の中で、どのように人的・物的資源を活用していくかを計画したりしていくことが求められる。

(小学校における多様な時間割編成の現状)

- 弾力的な時間割編成を可能としている現行学習指導要領を踏まえ、各学校においては、時間割を編成するに当たって、子供たちの姿や地域の実情を踏まえつつ、休憩の取り方や休業期間を工夫したり、朝学習や昼学習などの短時間学習の時間を設定したり、授業時間を弾力化したり、学校教育法施行規則の改正に伴った土曜日の活用を行ったりするなど、様々な創意工夫が行われているところである。
- 文部科学省が実施している「教育課程の編成・実施状況調査」の結果からは、週当たりのコマ数の設定や、短時間学習の実施内容、土曜授業の実施など、時間割編成については、各学校の多様な創意工夫がなされていることが分かる¹²⁾。時間割編成の在り方を考えるに当たっては、こうした多様な編成の現状を踏まえる必要がある。

(次期改訂に向けた授業時数の考え方と時間割編成)

- 教育課程に基づき、これからの時代に求められる資質・能力を育成していくためには、学びの量と質が共に重要であり、また、教科学習と、教科横断的な学習の双方を充実させていくことが必要である。
- こうした改訂の方向性のもとでは、各教科等の指導内容は維持しつつ、資質・能力の育成の観点から教育目標や内容を再編成したり、子供たちの学びの質的な向上を図ったりすることが前提となり、第1部6.においても述べたように、指導内容や授業時数を削減するという選択肢をとることは適当ではない。

¹²⁾ 例えば6年生において、週28コマとしている小学校は63%、29コマとしている小学校は32%である。

また、現在、75%の小学校が短時間学習を実施しており、その主な目的としては、「繰り返し学習」による基礎的な知識・技能の定着や生活リズムの形成が挙げられている。指導の成果については、9割以上の学校が、指導の成果や児童の変容が見られたと回答しているところである。

短時間学習の実施内容については、読書活動が最も多く(91%。うち7%が授業時数内で実施)、次いで計算練習(84%。うち16%が授業時数内)、漢字練習(78%。うち19%が授業時数内)となっている。外国語活動や英語の学習については、実施している割合は低いが、実施する場合は授業時数に含めて実施している割合が相対的に高くなっている。

加えて、学校教育法施行規則の改正等を受けて、現在25%の小学校で土曜授業が実施されている。

- 現行学習指導要領における各教科等の授業時数を前提に考えれば、外国語教育の充実を図ることにより、時数としては中学年・高学年において年間35単位時間増となる¹²²。週当たりで考えれば1コマ分であるが、教育課程全体の枠組みの状況¹²³や、小学校における多様な時間割編成の現状を考慮すると、全小学校において一律の取扱いとすることは困難であり、この時数の確保をどのように行っていくかについては、各学校の実情に応じた多様な時間割編成を可能としていく方向で検討していくことが必要となる。
- 高学年において年間35単位時間増となる時数を確保するためには、外国語に多く触れることが期待される外国語学習の特質を踏まえ、外国語科を中心にまとまりのある授業時間との関連性を確保した上で、効果的な繰り返し学習等を行う短時間学習を実施することが考えられるが、他にも、45分に15分を加えた60分授業の設定、夏季、冬季の長期休業期間における学習活動、土曜日の活用や週当たりコマ数の増なども考えられるところであり、場合によってこれらを組み合わせながら、地域や各学校の実情に応じた弾力的な時間割編成を可能としていくことが求められる。
- また、中学年については、外国語活動を短時間学習で行うことは難しいと考えられるが、その他については同様の考え方に基づき、地域や各学校の実情に応じた弾力的な時間割編成を可能としていくことが求められる。

(各小学校における創意工夫を支える方策)

- 各学校において前述のような工夫を行うことが考えられるとしても、中学年・高学年において、指導内容や授業時数として年間35単位時間分が増えることに変わりはなく、上限であるとされた前回改訂の授業時数を更に上回る改訂は、教育現場にとっては負担の増となる。
- こうした中で、次期改訂の方向性に向けて、小学校の教育課程の改善・充実を図るには、弾力的な時間割編成の実践に関する知見の共有とともに、外国語教育に関する教員養成、教員研修及び教材開発に関する条件整備、小学校の低・中・高学年それぞれの課題に応じた指導体制の整備が不可欠である。
- 弾力的な時間割の編成の在り方については、短時間学習の位置付けを含め、学習指導要領の総則やその解説において分かりやすく示すことが必要である。また、こうした時間割の編成に当たっては、外国語教育や特定の学年にとどまらず、全ての教科等と学年全体を見通す視点が必要になることから、効果的な創意工夫の在り方について、国や教

¹²² 小学校における標準授業時数の見直しについては別紙8-1参照。

¹²³ 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」（平成10年1月中央教育審議会）6（1）小・中学校の教育課程の枠組み」においては、「学校では、一週間の中で、各教科等の授業以外にも、特別活動として児童会活動やクラブ活動が行われているほか、個別の児童に対する補充指導や生徒指導といった取組もなされている、9.にあるとおり学校が組織力を高め、教育課題に組織的に対応するに当たっては、校長や副校長、教頭、主幹教諭、教員との間の情報交換や意思疎通のための時間の確保なども必要である、ことなどから、学習指導要領上の標準授業時数を増加する場合、週28コマが限度と考えられる」と指摘された。

育委員会と小学校現場、関係団体が連携して調査研究¹²⁴を行い、その成果を普及させていくことが求められる。

- 外国語教育については、効果的な教材開発と、指導者の確保が課題となる。教材については、教科書が、今回改訂の教科化の内容に対応したものとなることが重要であり、弾力的な時間割編成の考え方も踏まえた教科書の在り方を具体的に関係者間で共有し、充実した質の高い教科書の作成に結びつけるためにも、先行して教科化に対応した新たな教材を平成30年度に活用できるようにする必要がある。このため、平成28年度中に、先進的な取組を実施する学校等へ配布した小学校中学年・高学年向けの新たな補助教材の検証を開始し、平成29年度にかけて開発を行うことが求められる¹²⁵。併せて、活用しやすいICT教材の開発が求められる。
- 指導者の確保については、中学校区等の地域単位を基盤として、中学校や複数の小学校が連携した研修、中学校と小学校の教員の相互の授業参加、専科指導を行うなど連携体制を構築する必要がある。例えば、「英語教育推進リーダー」を中心とした域内研修を行うことなどにより、学級担任はじめ全教員が外国語に触れ、外国語教育が指導できるよう校内研修の充実を含めた外国語教育における域内の連携体制を充実させていくなど、各地方自治体における体制づくりが求められる。また、そのような体制を確保しながら、教員の養成・採用・研修を通じた充実を図っていくことが重要である。
- また、小学校の教科化に対応したコア・カリキュラムの開発・普及により教職課程を改善・充実するとともに、現職教員が外国語の指導に関する専門性を高めることができるよう、小学校の教科化に必要な内容を加えた認定講習の開設支援等を行うことが求められる。併せて、専科指導を行う教員の養成・確保や、外部人材の活用支援等により、専門性を一層重視した指導体制を構築することが必要である。
- 小学校全体の指導体制に関しては、特に高学年に関して、専科指導を充実させることにより、学級担任制のよさと、教科担任のよさを兼ね備えた指導体制を確立していくことが求められる。こうした観点から、学年段階の柔軟な区切りを可能とする義務教育学校制度の更なる活用の促進も求められる。

¹²⁴ 文部科学省においては、平成28年7月に「小学校におけるカリキュラム・マネジメントの在り方に関する検討会議」を立ち上げたところであり、各学校において弾力的な時間割編成を実施する場合の配慮事項等を整理し普及することとしている。

¹²⁵ 平成28年6月、文部科学省に「小学校の新たな外国語教育における補助教材の検証及び新教材の開発に関する検討委員会」を設置し、検討を行っている。

(3) 中学校

①中学校教育の基本

- 中学校においては、義務教育を行う最後の教育機関として、教育基本法第5条第2項が規定する「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎」及び「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質」を卒業までに育むことができるよう、小学校教育の基礎の上に、中学校教育を通じて身に付けるべき資質・能力を明確化し、その育成を高等学校教育等のその後の学びに円滑に接続させていくことが求められている¹²⁶。
- このため、現行学習指導要領の各教科等の授業時数や指導内容を前提としつつ、高等学校における新たな教科・科目構成との接続を含め、小・中・高等学校を見通した改善・充実の中で、中学校教育の充実を図っていくことが重要である。

②義務教育段階で求められる資質・能力の確実な育成を目指した教育課程の見直し

- 小学校教育においては、学級担任が児童の生活全般に関わりながら、各教科等の学習も含め児童の育ちを全般的に支えている¹²⁷。中学校教育には、教科担任による各教科等の専門性を踏まえた指導を通じて、小学校教育の成果を受け継ぎ、義務教育9年間の集大成として、必要な資質・能力として確実に育てていくこととともに、生徒一人一人の興味や関心に応じた学びを深め広げ、自らのキャリア形成の方向性を見だし、高等学校教育等のその後の学びにつなげていくという、極めて重要な役割が期待されている。
- そのためには、中学校教育を通じて育むことを目指す資質・能力を明確にし、「主体的・対話的で深い学び」を通じて確実に育んでいくことが求められる。各教科等においては、例えば前述(2)②の言語能力の育成と国語教育、外国語教育の改善・充実などは、小学校だけに求められるものではなく、中学校や高等学校においても重視・充実される必要がある。また、後述の2.以降で示すとおり、例えば社会科において、高等学校地理歴史科に「歴史総合(仮称)」が設置されることを受け、我が国の歴史に関わる世界の歴史の学習を充実させ、広い視野を持って我が国の歴史の理解を促すことや、外国語教育に関して、指導する語彙数を、実際のコミュニケーションにおいて必要な語彙を中心に充実していくこと¹²⁸などとしている。

¹²⁶ 中学校の標準授業時数については別紙8-2参照。

¹²⁷ なお、小学校高学年の段階では、前述(2)①の通り専科指導の充実が求められているところであり、中学校との円滑な接続にも効果が期待される。

¹²⁸ 日本の中学校の教科書では、語彙の分量を増やすことに主眼が置かれ、実際のコミュニケーションに必要な語彙が少ない一方、かなり難易度の高い単語が出てきている状況が指摘されている。子の改善を図るため、指導する語彙については、実際のコミュニケーションにおいて活用される語彙を繰り返し使うような質的な改善を図る必要がある。こうしたことを踏まえながら、指導する語彙数については、実際のコミュニケーションに必要な語彙を中心に、小学校で600~700語程度、中学校で1,600~1,800語程度、高等学校で1,800~2,500語程度と整理している。

- こうした各教科等の充実に加えて、教科等横断的な視点からの学習の充実が必要である。特に、教科担任制をとる中学校においては、学年間の縦の連携に加え、教科等横断的な意識を教員それぞれが持つことが重要であり、校内の研修体制の充実なども、教科等横断的な視点から図っていくことが求められる。

③教育課程を軸とした中学校教育の改善・充実

i) 多様化する課題に対応するためのカリキュラム・マネジメントの実現

- 中学生の時期は、思春期に入り、親や友達と異なる自分独自の内面の世界があることに気付きはじめるとともに、自意識と客観的事実との違いに悩み、様々な葛藤^{かつとう}の中で、自らの生き方を模索しはじめる時期である。また、大人との関係よりも、友人関係に自らへの強い意味を見いだす。さらに、親に対する反抗期を迎えたり、親子のコミュニケーションが不足したりしがちな時期でもあり、思春期特有の課題が現れる。生徒指導に関する問題行動などが表出しやすいのが、思春期を迎えるこの時期の特徴である。
- このように、発達段階に応じて多様化する課題に対して、各中学校ではこれまでも生徒指導主事、進路指導主事等の校務分掌を担当する教員を中心に、生徒一人一人の発達をきめ細かに支える熱心な取組が展開されてきたところである。今後は、カリキュラム・マネジメントを軸としながら、各学校が直面する課題にどのように対応し、子供たちにどのような資質・能力を育むことを目指すのかを、学校教育目標や育成を目指す資質・能力として明確にし、全ての教職員や地域が課題や目標を共有して対応していくことが重要になる。また、各学校が行う進路指導や生徒指導、学習指導等の意義を、子供たちの発達を支え、資質・能力を育成するという観点から捉え直すことにより、さらなる効果的な取組の充実を図っていくことが求められる。
- また、中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、部活動などの教育課程外の学校教育活動や、地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、中学生が学校外の様々な活動に参加すること¹²⁹は、ともすれば学校生活に留まりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。
- このように、教育課程外の学校教育活動や地域主体の教育活動と、教育課程とを有機的に関連付けていくことは、生徒に多様な学びや経験の場を保障し、一人一人が多様な分野の学びや社会とのつながりを実感しながら、自分の興味・関心を深く追究する機会を実現し、人生を切り拓いていくために必要な資質・能力を身に付けていくことにつながる。そのためには、「社会に開かれた教育課程」の理念の下、学校と家庭、地域が、生徒にどのような資質・能力を育成することを目指すのかという教育目標を共有しながら、

¹²⁹ 例えば、社会教育団体が主催する地域貢献の活動や、幼児への絵本の読み聞かせ会などの活動に中学生が参加し、地域の高齢者や幼児児童など異年齢の者との様々な交流を深める機会を得ることなどが考えられる。

それぞれの役割を認識し、共有した目標に向かって、共に活動する協働関係を築いていくことが重要である。

- また、教育課程内外の活動が相乗効果を持って生徒の資質・能力の育成に資するものとなるよう、教育課程外の活動についても、生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現を共に目指すことが重要である。生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識しながら、短期的な学習成果のみを求めたり、特定の活動に偏ったりするものとならないよう、その実施形態や活動時間の適切な設定など、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮していくことが求められる。

ii) 将来にわたる持続可能性を踏まえた部活動の在り方

- 部活動については現行学習指導要領では「生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行う」こととされている。
- 部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりする等、教育的意義が高いことも指摘されているが、そうした教育が、部活動の充実の中だけで図られるのではなく、教育課程内外の学校教育活動の関連を図り、学校の教育活動全体の中で達成されることが重要である。
- このことを踏まえ、部活動については教育課程との関連を図った適切な運営を推進する観点から以下の改善を図ることとする。
 - ・ 子供の自主的・自発的な参加により行われるスポーツや文化、科学等に関する活動については、学校教育か社会教育かといった枠を超えて、共に子供の成長を支えるという観点に立つ必要がある。少子化が進む中で、部活動の実施に必要な集団の規模や指導体制を持続的に整えていくためには、中学校単独での部活動の運営体制から、複数の中学校を含む一定規模の地域単位で、その運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であり、そうした将来の在り方を描きながら、教育委員会や関係団体等を中心として指導に必要な体制の基盤を整えていくことが求められる。
 - ・ 部活動も学校教育活動の一環であることから、生徒の「主体的・対話的で深い学び」を実現する視点が求められることを明確にする。これにより、部活動と教育課程との関連がより一層明確になると考えられる。

特に「深い学び」を実現する観点からは、例えば、保健体育科（体育）の「見方・考え方」は「運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに

体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること。」と整理している。運動部活動においても、こうした「見方・考え方」を生かしながら、競技を「すること」のみならず、スポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方、多くのスポーツのよさを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶような指導が求められる。

こうした指導の考え方に基づき、スポーツや文化、科学等それぞれの分野に関する科学的知見や、指導者や仲間との言語活動を重視した指導者教育が行われることが重要である。

- ・部活動が教育課程内の教育活動と相乗効果を持って展開されるためには、前述の i) においても述べたように、部活動の時間のみならず、子供の生活や生涯全体を見渡ししながら、生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した教育活動が展開されることが重要であり、短期的な成果のみを求めたり、特定の活動に偏ったりするものとならないよう、休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが求められる。
- ・部活動も含めた、子供の自主的・自発的な参加により行われるスポーツや文化、科学等に関する活動の実施に当たっては、教員の負担軽減の観点^{130・131}も考慮しつつ、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等、各種団体との連携など、生徒にとっても多様な経験の場となるよう、運営上の工夫を行うことが求められる。

¹³⁰ OECD国際教員指導環境調査（TALIS）では、日本の教員の一週間当たりの勤務時間は参加国中、最長となっている。勤務時間の内訳を見ると、授業時間は参加国平均と同程度であるが、課外活動（スポーツ・文化活動）の指導時間が長いという結果が出ている。

¹³¹ 「学校現場における業務の適正化に向けて」（次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース報告 平成28年6月13日）においては、教員の長時間労働の状況を改善し、教員が子供と向き合う時間を確保するための改善方策の一つとして、部活動の負担を大胆に軽減するために休養日の設定の徹底による運営の適正化や外部人材の活用など部活動を支える環境整備の推進のための具体的な方策を示している。

(4) 高等学校

①高等学校教育の基本

- 高等学校は、中学校卒業後の約98%の者が進学し、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける、初等中等教育最後の教育機関である。その教育を通じて、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばし、その後の高等教育機関等や社会での活動へと接続させていくことが期待されており、その学びは、高等学校等就学支援金制度等により社会全体で支えられているものである。
- 平成27年6月の公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会がより一層身近なものとなっている。高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に強く求められている。
- 高等学校教育については、大学入学者選抜や資格の在り方等といった外部要因によりその在り方が規定されてしまい、目指す教育改革が進めにくいとの指摘もなされてきた。しかしながら、現在、第1部2.でも述べたように、社会が成熟社会に移行していく中で、学校教育を通じて育成を目指す資質・能力とは何かという認識を、学校と社会が共有し、相互に連携できる好機にある。
- 今、教育界だけではなく社会的な要請としても求められているのは、初等中等教育がその強みを発揮し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を生徒に育み、大学教育など高等教育の在り方や、社会生活の在り方につなげていくことである。とりわけ社会への出口に近い高等学校が、初等中等教育の総仕上げを行う学校段階として、子供たちに必要な資質・能力とは何かを明確にし、それをしっかりと育み次につなげ、生涯にわたって学び続けることの意義を生徒が見いだせるようにしていくことができるかどうかは、単なる接続の問題ではなく、子供自身の人生や未来の社会の在り方に関わる大きな課題となっている。
- こうした中で行われる次期改訂は、高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革や、キャリア教育の視点で学校と社会の接続を目指す中で実施されるものであり、特に高等学校にとって、これまでの改訂以上に大きな意義を持つものであると言える。
- 中央教育審議会では、平成26年12月に取りまとめられた答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体改革について」の提言も踏まえつつ、次期改訂に向け、全ての教科等において、高大接続改革の実現を目指した学習指導要領の在り方を議論してきた¹³²。

¹³² 文部科学大臣から次期改訂に向けた審議要請の諮問がなされたのは、平成26年11月であり、中央教育審議会高大接続特別部会において答申の最終案が審議されている段階であった。諮問においてはこうした状況が反映され、「高等学校教育について、中央教育審議会における高大接続改革に関する議論や、これま

- そうした次期改訂に向けた議論の状況は、高大接続改革の具体化のために設置された「高大接続システム改革会議」にも共有され、本年3月の最終報告にも反映されたところである。このように、初等中等教育と大学教育が連携を密にしながら、これからの時代に求められる資質・能力を生徒に育てていくため、手を携えて改善・充実を図るといふ改革を進めている。
- また、次期改訂に向けては、第1部8.において述べたように、学校教育と社会をつなぐキャリア教育についても、平成23年の中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」を踏まえつつ、小・中・高等学校を通じた充実が議論された。今はまさに、高等学校と大学、社会が共に歩みを進め、学校種を越え、また学校と社会の間で学びをつなぐことのできる、またとない機会にある。
- こうしたことを踏まえながら、高等学校の教育課程の在り方については、各学校が、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける「共通性の確保」の観点¹³³と、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばす「多様性への対応」の観点を軸としつつ、育成を目指す資質・能力を明確にし、それらを教育課程を通じて育てていくことが重要である。また、育成を目指す資質・能力と教育課程の在り方を、生徒や社会と共有していくことも重要である。
- また、高等学校の科目構成については、育成を目指す資質・能力の在り方に基づいた抜本的な見直しを図ることとしている。新しい科目の趣旨に沿った教材の開発や教員の養成・研修がなされるよう、新しい科目の趣旨を周知し、指導体制の確保等に必要な仕組みを構築していくことも重要である。
- 加えて、高等学校における指導や評価の改善・充実が未来を創り出すものだとすることを認識し、指導と多面的な評価を通じて生徒の資質・能力を伸ばしていくことを教員の中核的な業務として捉えていくことが重要となる。

②「共通性の確保」と「多様性への対応」を踏まえた教育課程の編成

- 第1部4.(3)で述べたとおり、特に高等学校では、生徒一人一人の進路選択や、地域や社会の現状や見通しを踏まえて、各学校において育てたい生徒の姿を明確にし、教科・科目選択の幅の広さを生かしながら、教育課程を通じて育てていくことが求められる。例えば、校是や校訓などをより具体化して育成する資質・能力を設定し、それを基

での関連する答申等も踏まえつつ」検討を行うことが要請された。同年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体改革について」では、今後の学習指導要領改訂の方向性も見据えながら、一人一人の生徒が、義務教育を基盤として、十分な知識と技能を身に付け、十分な思考力・判断力・表現力を磨き、主体性を持って多様な人々と協働することを通して、喜びと糧を得ていくことができるよう、高等学校教育の改革を実現していくことが求められている。

¹³³ 「共通性の確保」の観点からは、中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会が平成27年6月にまとめた、全ての生徒に共通に身に付ける資質・能力「コア」についての考え方なども踏まえることが重要である。補足資料160ページ参照。

に教育課程の改善・充実を図るという文化を高等学校の中に作り、教職員全体で学校の特色づくりを図っていくことが、カリキュラム・マネジメントにおいて必要となる。

- また、社会全体で生徒の成長を支えていく観点から、学校における学びのみならず、社会で学んだことを実践として取り入れていくことも重要である。高校生が、家庭・地域における多様な活動や企業等と連携した活動を通じて獲得した経験を蓄積し、また、学校における教育活動の中で生かしていくことで、より豊かな学びにつながるようになる。

i) 学び直しの充実

- 我が国の高校生の学力・学習状況については、特に学力中位層の学習時間の減少とともに、基礎学力の不足や学習意欲の面での課題が指摘されており、小・中学校での学習内容を十分に身に付けていない生徒も少なからず見られるなど、学び直しへのニーズは高い。
- 現行の学習指導要領においては、指導計画の作成に当たって配慮すべき事項として、学校や生徒の実態等に応じて義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を行うこと、具体的な工夫としては、ア．各教科・科目の学習の中で、学び直しの機会を設けること、イ．必修教科・科目について学習指導要領に定める標準単位数より増加して履修させること、ウ．学校設定教科・科目として学び直しを行うことの三つを示している¹³⁴。
- 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導については、個々の生徒の状況を踏まえた対応が必要である。今後は、生徒一人一人に、初等中等教育を通じて共通に身に付けるべき資質・能力を確実に育むという観点から、後述する「高等学校基礎学力テスト（仮称）」等とも連携したより一層の工夫が期待されている。
- このため、学校設定教科・科目の設置を含めた対応が可能であるという、学習指導要領における位置付けをより明確にするとともに、具体的な取組例について周知を図っていくことが求められる。

ii) 学習評価の改善・充実等

- 高等学校における指導や評価は、前述のとおり、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける「共通性の確保」の観点と、一人一人の生徒の進路に応じた多

¹³⁴ 平成26年度における義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導の実施状況としては、必修教科・科目の「標準単位数を超えて増加して配当する」ことによる指導を実施している学校の割合が最も高い状況であった。また、学校によっては義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを当該学校の特色として位置付けるなど、学び直しの充実が図られており、そうした学校においては、学校設定教科・科目として学び直しを中心とした科目を開設し、主に第1学年の生徒については、当該学校設定教科・科目を中心に履修させるような教育課程を編成している場合がある。

様な可能性を伸ばす「多様性への対応」の観点から充実を図っていくことが重要である。

- なお、学習評価の改善・充実に向けては、生徒の資質・能力の育成に向けて、指導の改善と評価の改善を一体として進めることが求められており、学習評価は、実際に指導したことから現れた生徒の変容を的確に見取り、更なる指導の充実に生かしていくためにも行われるものであるという、学習評価の意義を改めて確認していく必要がある。

（観点別評価の実施）

- 第1部9. に示したとおり、小・中・高等学校を通じて、資質・能力の三つの柱に基づき学習評価の観点を示すことなどの改善を図ることとしているが、特に高等学校における観点別学習状況の評価に関して、知識量のみを問うペーパーテストの結果や、特定の活動の結果などのみに偏重した評価が行われているのではないかとの懸念も示されている¹³⁵。
- 高等学校教育を通じて、義務教育までにバランスよく培われた資質・能力を更に発展・向上させることができるよう、高等学校教育においても、観点別の記載欄を設けた指導要録の様式例を示すことなどを通じて評価の観点を明確にし、観点別評価の一層の充実を支援していくことが重要である。

（多面的な評価の充実）

- 高等学校においては、生徒一人一人の進路に応じた多様な可能性を伸ばしていくという視点から、多様な活動の機会を通じて、それぞれの生徒に成長のきっかけを与えるとともに、多様な学習活動における学習の成果を的確に見取り、生徒一人一人に対応した指導の改善につなげていく取組が重要となる。
- 例えば、後述の③（ii）において詳述する「総合的な探究の時間（仮称）」や「理数探究（仮称）」など、探究の過程を重視した学習について、その学びの過程を含めた評価を行うなど、多様な学習活動に対応した評価の在り方等を開発・普及していくことが必要である。
- また、評定や観点別学習状況の評価といった目標に準拠した評価だけではなく、生徒一人一人のよい点や可能性に着目する個人内評価についても併せて充実を図る必要がある。
- 高大接続改革においては、こうした多様な評価を活用して、高等学校における学びと大学教育をつないでいく議論がなされており、大学入学者選抜改革の観点からも、こうした多面的な評価の充実が求められる。

¹³⁵ 高等学校における観点別評価の実施状況としては、「実施できている」と回答している学校（学科数）は約7～8割であるが、観点別の学習状況を指導要録に記録している学科は、普通科で1.3%、専門学科で0.8%、総合学科で2.1%などとなっている。また、目標に準拠した評価の実施に当たっての課題としては、「評価技術の問題」、「教員の意識や学校の体制の問題」などがあげられているが、一人の教員が指導する生徒数が多いことなどもその背景として指摘されている。

(キャリア形成を見通し振り返る自己評価の充実)

- 一人一人の進路に応じた多様な可能性を伸ばし、その後の大学や専門学校などの高等教育機関での学修や社会での活動等へと接続させていく上で、高校生自らが将来のために何に取り組んでいくべきかを考え、その取組を自覚的に振り返ることを通して、主体的な学びや自発的なキャリア形成を促していくことが重要である。
- そのため、高等学校教育において、生徒自らが設定した将来の目標に向かい、どのような学びを重ねてきたのか、そこから何を学んだのかについて、高等学校入学から卒業までを通して、自覚的に振り返ることや、それを踏まえて教員が生徒の学習状況等を把握し、目標達成に向けた助言を行ったり、進路指導を行ったりすることを促す取組を推進していくことが求められる。
- 具体的には、第1部8. で述べた「キャリア・パスポート（仮称）」などを活用して、生徒一人一人が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりすることができるようにすることが重要である。こうした自己評価に関する学習活動に、教員が対話的に関わり、目標を修正するなどの改善に生かしていくことや、複数の教員に関わり、一人の生徒を多面的に見てその生徒の個性を伸ばす指導へとつなげていくことなども期待される。

(「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の活用)

- 義務教育段階の学習内容を含めた高校生に求められる基礎学力の確実な習得とそれによる高校生の学習意欲の喚起に向けて、高等学校における生徒の基礎学力の定着度合いを把握・提示できる仕組みとして「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の検討が進められている。
- この「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の基本的な目的は、生徒の基礎学力の習得と学習意欲の向上を図ることにあり、具体的な運用においては、学校が、客観的でより広い視点から自校の生徒の基礎学力の定着度合いを把握し、指導を工夫・充実することや、設置者等が基礎学力定着に向けた施策の企画・立案や教員配置、予算等を通じた学校支援の実施に取り組むことが重要になる。
- この他にも、都道府県独自に調査を実施したり、校長会等において検定試験を行ったりしている。各学校及び教育委員会等の設置者は、こうした調査等の結果を活用して、授業の改善をはじめ、教育課程の改善を図るサイクルが構築されるよう、具体的な活用事例の提示を含めて検討を進めていくことが必要である。

(教員の評価能力の向上に向けた研修等の充実)

- 以上のように、生徒の多様な学習活動を多面的に評価することが求められていることを踏まえ、教員の評価能力の向上を図っていくことが重要であり、教員の養成・研修の

充実が必要である。また、評価業務が教員の中核的業務であることを踏まえつつ、指導要録や調査書の電子化などの業務改善に資する取組や教員配置等の改善が求められる。

iii) 各学校の特色ある教育課程編成の推進

- スーパーサイエンスハイスクールや、スーパーグローバルハイスクール、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールにおける先進的な教育課程の研究成果や、論理的思考力や表現力、探究心等を備えた人間育成を目指す国際バカロレアのカリキュラム等を踏まえながら、各高等学校が特色ある教育活動を実施していく観点から、教科等における学びと教科等横断的な学びを教育課程の中でより一層効果的に関連付けていくことも求められる。

③卒業に必要な単位数や教科・科目の構成等

i) 単位数についての考え方

(卒業に必要な単位数)

- 現行の学習指導要領等においては、各学校における教育課程の状況等を踏まえ、卒業に必要な単位数は74単位としつつ、「高度な普通教育」及び「専門教育」を施す高等学校においては、普通教育として、全ての生徒に対し、日常生活を営む上で共通に必要なとされる知識・技能を習得させ、それを活用する能力を伸ばし、調和のとれた人間の育成を目指すとの観点から、必履修教科・科目を設定しており、全学科共通で必履修及び選択必履修の教科・科目等の単位数は最低で38単位となっている。
- 生徒に卒業までに修得させる単位数については、多くの定時制課程や通信制課程において、卒業までに修得させる単位数を74単位としている現状を踏まえ、国として定める卒業までに修得させる単位数は、引き続き74単位以上とすることが適当である。

(必履修教科・科目の単位数)

- 学習指導要領に定める高等学校の必履修教科・科目は、「高等学校とは何か」ということを学習内容の面から国が示したものであり、引き続き、必履修教科・科目を設定することが適当である。現在の必履修とすべき教科の範囲は、いずれも全ての生徒が社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるためのものであり、現行の教科を基本とすることが適当である。
- また、標準単位数の設定については、全ての生徒が社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける観点と、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばす観点を踏まえる必要があることから、各必履修教科における必履修科目の単位数について、現行の単位数を原則として増加させないこととし、選択必履修となっている教科についても最少の単位数については、原則として増加させないこととすることが適当である。

(選択科目の単位数)

- 必履修科目に関する見直しと併せて、選択科目や専門教科・科目について改善・充実を図ることとし、標準単位数については、①各教科の必履修科目との関係や履修順序、②生徒の進路に応じた選択を可能にするとともに過大にならないようにすること、③現行の各教科における科目の履修状況等を考慮して定めることとすることが適当である。

ii) 教科・科目の構成と標準単位数

- 「共通性の確保」と「多様性への対応」を軸に、高等学校において育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、共通教科における教科・科目の構成に関して、以下のような改善が求められる。

〔国語科〕

- ・ 共通必履修科目については、育成が求められる言語能力の在り方を踏まえつつ、実社会・実生活における言語による諸活動に必要な能力を育成する「現代の国語（仮称）」と、我が国の伝統や文化が育んできた言語文化を理解し継承して生かす能力を育成する「言語文化（仮称）」を設定すること。
- ・ 選択履修科目については、言語能力の三つの側面（①創造的・論理的思考、②感性・情緒、③他者との伝え合い）それぞれを主として育成する「論理国語（仮称）」、「文学国語（仮称）」、「国語表現（仮称）」を設定するとともに、伝統的な言語文化に関する理解をより深めるための「古典探究（仮称）」を設定すること。

〔地理歴史科〕

- ・ 共通必履修科目については、世界史必修を見直し、世界とそこにおける我が国を広く相互的な視野から捉えて、現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を考察する「歴史総合（仮称）」と、持続可能な社会づくりを目指し、環境条件と人間の営みとの関わりに着目して現代の地理的な諸課題を考察する「地理総合（仮称）」を設定すること。
- ・ 選択履修科目については、歴史や地理を発展的に学習する科目として「日本史探究（仮称）」、「世界史探究（仮称）」、「地理探究（仮称）」を設定すること。

〔公民科〕

- ・ 共通必履修科目については、現代社会の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を、古今東西の知的蓄積を踏まえて習得するとともに、それらを活用して自立した主体として、他者と協働しつつ国家・社会の形成に参画し、持続可能な社会づくりに向けて必要な力を育む「公共（仮称）」を設定すること。

選択履修科目については、人間としての在り方生き方や社会の在り方を発展的に学習

する科目として「倫理（仮称）」、「政治・経済（仮称）」を設定すること。

〔理数科〕

- ・スーパーサイエンスハイスクールにおける取組の成果等を踏まえながら、教科の枠にとらわれない多面的・多角的な視点で事象を捉え、数学や理科における「見方・考え方」を活用しながら探究的な学習を行い、新たな価値の創造に向けて粘り強く挑戦する力の基礎を培う科目を、共通教科としての「理数」に設定すること。探究の進め方等に関する基礎を学ぶ「理数探究基礎（仮称）」と、自ら課題を設定し探究する「理数探究（仮称）」とで構成すること。
- ・これらの科目の履修で「総合的な探究の時間（仮称）」（後述）と同様の成果を期待できる場合は、履修の一部又は全部に替えることができるものとする。

〔数学科〕

- ・数学の学びを社会生活で活用する場面として、統計に関する学習を充実させていくことが重要である。「理数探究（仮称）」の新設なども踏まえて、「数学活用」を発展的に廃止するとともに、「数学C（仮称）」を新設するなど科目構成を見直すこと。

〔理科〕

- ・「理数探究（仮称）」の新設なども踏まえて、「理科課題研究」を発展的に廃止すること。

〔外国語科〕

- ・国の高等学校卒業段階における英語力の目標を基に、国際的な基準であるCEFRのA2～B1レベル程度以上（英検準2級～2級程度以上）の高校生の割合を5割とする取組を進めてきたことを踏まえつつ、小・中・高等学校を通じて一貫して育む指標形式の目標を設定すること。科目構成については、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことを総合的に扱う科目群として「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ（仮称）」を設定。「英語コミュニケーションⅠ（仮称）」を共通必履修科目とすること。
- ・また、発表や討論・議論、交渉の場面を想定し、外国語による発信能力を高める科目群として「論理・表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（仮称）」を設定すること。

〔家庭科〕

- ・科目の履修状況を踏まえ、現行の3科目からの選択必履修を改め、「家庭基礎（仮称）」と「家庭総合（仮称）」の2科目からの選択必履修とすること。

〔情報科〕

- ・共通必履修科目については、問題の発見・解決に向けて、事象を情報とその結び付きの視点から捉え、情報技術を適切かつ効果的に活用する力を全ての生徒に育む「情報Ⅰ（仮称）」を設定。全ての高校生がプログラミングによりコンピュータを活用する

力を身に付けられるようにすること。

- ・選択履修科目として、「情報Ⅰ（仮称）」の基礎の上に、情報システムや多様なデータを適切かつ効果的に活用する力や、情報コンテンツを創造する力を育む「情報Ⅱ（仮称）」を設定すること。

〔総合的な学習の時間〕

- ・高等学校における総合的な学習の時間は、特定の分野を前提とせず、実社会・実生活から自ら見いだした課題を探究することを通じて、小・中学校における学びを基盤としながら、より自分のキャリア形成の方向性を考えることにつながるものであること。いわば、生涯にわたって探究する能力を育むための、初等中等教育最後の総仕上げとなる重要な時間であること。
- ・一方で、小・中学校と比較して高等学校での取組が低調であるとの指摘もあるところであり、重要性を踏まえた位置付けを明確化するため、名称を例えば「総合的な探究の時間（仮称）」として見直すとともに、生徒の主体的な探究を支援する教材等の作成も検討すること。
- その他、保健体育科においては、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続したり、自他の健康課題を解決したりできるようにすることや、芸術科においては、生活や社会の中の芸術の働きや芸術文化と豊かに関わり、生涯にわたって芸術文化を愛好する心情をもてるようにすることを重視することとしている。
- こうした各教科等の改善の方向性を踏まえつつ、標準単位数については、前述の i) の考え方を踏まえながら、別紙 8-3 のとおりとすることが適当である。

iii) 専門学科及び総合学科について

- 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語の専門学科においては、我が国の産業経済の発展を担う人材を育成するため、又はその他の特定の分野における専門的な人材を育成するため、一定の専門性を確保する観点から、専門教科・科目を 25 単位以上履修させることとしている。
- 専門学科については、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばすために、学校の実態に応じて、様々な履修が考えられるため、引き続き、全ての生徒に履修させる専門教科・科目の単位数は、25 単位を下らないこと、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合には、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること、職業教育を主とする専門学科においては、「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」と「総合的な探究の時間（仮称）」について、同様の成果が期待できる場合には、相互に一部又は全部に替えることができることとする。

- また、総合学科は、幅広い選択科目の中から生徒が自ら科目を選択し学ぶことを特色とし、将来の職業選択など自己の進路への自覚を深める学習が重視されるものであり、学校設定科目「産業社会と人間」を履修することとされている。学校教育目標や育成を目指す資質・能力を明確にしつつ、生徒の選択に応じた資質・能力の確実な育成につながるカリキュラムづくりが求められる。
- 「産業社会と人間」については、「社会に開かれた教育課程」の理念や、キャリア教育の充実の方向性を踏まえつつ、公民科において「公共（仮称）」が設置されることや、特別活動においてキャリア教育の視点からの改善・充実が図られることなどについて整理し、内容の充実を図っていくことが必要である。

iv) 定時制課程及び通信制課程について

- 定時制課程及び通信制課程は、高等学校生徒の多様化が進む中であって、多様な学習スタイルに応じた学びの実現を可能としており、従来からの勤労青年のための教育機関としての役割だけでなく、多様な学習ニーズにも対応する役割を果たしている。このため、高等学校の教育課程の基本的な枠組みを踏まえつつ、必要な弾力的な扱いを維持することが適当である。
- なお、学習時間や時期、方法など自分のペースで学べることから、不登校・中途退学経験者等への学び直しの機会提供など、困難を抱える生徒の自立支援等の面でも大きく期待されるようになっている。また、外国籍の生徒や発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への対応なども重要な課題となっている。
- このような中で、多様な生徒が入学している実態にきめ細かに対応するため、義務教育段階からの学び直しを支える体制の強化に加え、日々の生活指導や教育相談、将来を見通した進路指導をサポートする体制など、学習面だけでなく、学校の内外を問わず、様々な形で生徒や学校等への支援を充実していく必要がある。

(5) 特別支援学校¹³⁶

①現状・課題と改善の方向性

- 近年、特別支援学校に在籍する子供たちの数は増加傾向にあり、特に、中学校に在籍した生徒が特別支援学校高等部に入学するケースが増加している。

また、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導や支援がより強く求められるようになっている。

- 各学校においては、在籍する子供たちの実態を分析・検討した上で、それぞれの学校における教育課題を正しくとらえ、重視する点や留意する点を明らかにして学校の教育目標を設定する必要がある。
- その上で、幼稚園教育要領に示された各領域のねらい、学習指導要領に示された各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の目標、指導内容の選択や配列等を通して、各学校の教育目標を達成できるよう、教育課程を編成することが必要である。
- 教育課程の実施に当たっては、全ての子供たちに個別の教育支援計画を作成し、家庭や地域、医療や福祉等の関係機関等と連携した組織的、継続的な指導や支援を行うとともに、各教科等にわたる個別の指導計画を作成し、それに基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努める必要がある。
- 次期学習指導要領においては、①教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化に視点を向け、柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」の考え方、②育成を目指す資質・能力についての基本的な考え方、③課題の発見や解決に向けた「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた指導方法の充実、④カリキュラム・マネジメントなど、初等中等教育全体の改善・充実の方向性は、特別支援学校においても重視することが必要である。

②具体的な改善事項

i) 視覚障害者等である児童生徒に対する教育課程

- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行う特別支援学校においては、幼稚園の各領域や小学校等の各教科等の改訂内容を十分に踏まえ、その着実な実施が求められる。
- 次期改訂では、小学校の中学年に外国語活動、高学年に外国語科が導入されることに

¹³⁶ 本項においては、特別支援学校における教育課程について記している。全ての学校種を通じた特別支援教育の充実については、第1部8.においてまとめている。

伴い、小学部においては、授業時間数の確保など、教育課程編成の工夫が必要となることから、基本的な考え方を示すことが必要である。

ii) 知的障害者である児童生徒に対する教育課程

- 小学校等の学習指導要領等の改訂において、各学校段階の全ての教科等において育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき、各教科等の目標や内容が整理されたことを踏まえ、知的障害者である児童生徒のための各教科の目標や内容について小学校等の各教科の目標や内容の連続性・関連性を整理することが必要である。
- 各部の各段階において育成を目指す資質・能力を明確にすることで計画的な指導が行われるよう、各段階共通に示している目標を、段階ごとに示すことが必要である。
- 各部間での円滑な接続を図るため、小学部、中学部及び高等部の各部や各段階の内容のつながりを整理し、小学部と中学部、中学部と高等部間や段階間で系統性のある内容を設定することが必要であり、特に、現行では一段階のみで示されている中学部については、新たに第二段階を設けることが適当である。
- 小学校における外国語教育の充実を踏まえ、小学部において、児童の実態等を考慮の上、外国語に親しんだり、外国の言語や文化について体験的に理解や関心を深めたりするため、教育課程に外国語活動の内容を加えることができるようにすることが適当である。
- 各教科については、小学校等の各教科の内容の改善を参考に、社会の変化に対応した各教科の内容や構成の充実を図ることが必要である。
- 障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、既に当該各部の各教科における段階の目標を達成しているなど、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、当該各部に相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標・内容等を参考に指導できるようにすることが適当である。
- 教科別や領域別に指導を行う場合の基本的な考え方を十分に理解した上で、各教科等を合わせた指導が行われるよう、学習指導要領等における示し方を工夫することが重要である。
- 児童生徒一人一人の学習状況を多角的に評価するため、各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を導入し、学習評価を基に授業評価や指導評価を行い、教育課程編成の改善・充実に生かすことのできるPDCAサイクルを確立することが必要である。

iii) 自立活動

- 自己の理解を深め、自己肯定感を高めるとともに、得意不得意等に係る意思を表明する力を育み、主体的に学ぶ意欲を一層伸長するなど、発達段階を踏まえて自立活動の

内容を改善・充実することが必要である。

- 実態把握から指導・内容の設定までの各プロセスをつなぐポイントを分かりやすく記述することが必要である。その際、指導目標・内容を設定する際の各教科等と自立活動における手順の違いや両者の関連を分かりやすく示す必要がある。
- 自立活動における多様な評価方法について分かりやすく記述することが必要である。その際、子供たち自らが、自立活動を通して、学习上又は生活上の困難をどのように改善・克服できたか自己評価する方法を工夫することなども重要である。

iv) 重複障害者等に対する教育課程の取扱い等

- 学習指導要領及び解説において、重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用する際の基本的な考え方を更に分かりやすく示すことが必要である。
 - ・ 各教科等の目標・内容を、取り扱わなかったり、前各学年の目標・内容に替えたりした場合について、取り扱わなかった内容を学年進行後にどう履修するかなど、教科等の内容の連続性の視点を大切にした指導計画を作成するための基本的な考え方を更に整理して示す。その際、現行の学習指導要領で障害種別に示している「指導内容を適切に精選」すること等の規定も十分考慮する。
 - ・ 他の障害と知的障害を併せ有する者に対して、小・中学校等の各教科の目標・内容を知的障害のある児童生徒のための各教科の目標・内容に替える場合について、教科の内容の連続性の視点から、基本的な考え方を整理して示す。
 - ・ 障害の状態により特に必要がある児童生徒に対して、各教科等の目標・内容に替えて自立活動を主とした指導を行う場合について、心身の調和的発達を促す視点から、基本的な考え方を整理して示す。

v) 指導方法の改善・充実

- 小学校等におけるアクティブ・ラーニングの視点からの学びの過程についての質的改善の方向性は、特別支援学校においても同様であり、新しい社会の在り方を自ら創造することができる資質・能力を育むために、教員が習得・活用・探究といった学びの過程全体を通して、子供たちが「主体的・対話的で深い学び」ができてきているのかといった子供たちの変容等を踏まえて指導方法を見直し、改善していくことが必要である。
- アクティブ・ラーニングの視点からの指導方法の見直しについては、子供たちが思考し、判断し、表現していく学びの過程が重要となるが、障害のために思考し、判断し、表現することへの困難さのある子供たちについても、障害の状態等に留意して、「主体的・対話的で深い学び」を実現することを目指し、これらの困難さに対応しながら、学びの過程の質的改善を行うことが求められる。

- 視覚障害者等である子供たちに対する、各教科等の指導計画の作成と内容の取扱いについては、育成を目指す資質・能力の視点を一層重視しつつ、医療の進展や支援機器等の開発が進むであろうことも考慮し、子供たちの障害の状態や特性等を踏まえた指導上の留意事項を示すことが必要である。
- 重複障害者等に対する指導については、iv) で前述した教育課程の取扱いのほか、例えば、自閉症と他の障害が重複する子供たちや、視覚と聴覚の障害が重複する子供たちに対する指導方法について、基本的な考え方や留意点等を具体的に示すことが必要である。
- 障害の状態等に応じた効果的な学習指導やコミュニケーションの手段として、コンピュータ等のICT等を一層活用することが有効である。

vi) カリキュラム・マネジメントの考え方

- 「社会に開かれた教育課程」の観点から、子供たちが卒業後に社会で生活する姿を描き、それぞれの学校において、各部段階を通じてどのような子供たちを育てようとするのか、そのためにはどのような教育を行うことが適当か等の基本的な考え方を明確にした上で教育課程編成に必要な考え方を示すことが必要である。

vii) キャリア教育の充実

- 幼稚部、小学部の段階から、学校や社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促すキャリア教育の視点を示すことが必要である。
- 障害の程度が重度の子供たちのキャリア教育の考え方について、社会との接続を踏まえ、キャリア発達の視点から示すことが必要である。
- 特別支援学校高等部の卒業生の一般企業等への就労が年々増加している状況を踏まえ、障害のある生徒が自立し社会参加を図るために、幼稚部段階から高等部卒業までを見据えた一貫性のある指導や支援の下、子供たち一人一人のキャリア発達を確実に促すことのできる教育を一層充実させていくことが必要である。

viii) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等の養成カリキュラム等の改善

- 高等部における専門教科、専攻科における教育については、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等のカリキュラム等の改善に関する検討がなされている動向を踏まえ、教育内容等の改善・充実を図る必要がある。

③特別支援教育の改善・充実を支える方策

i) 教員の専門性向上

- 中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」（平成27年12月）を踏まえ、以下に示すように、教員の養成・採用・研修の各段階において特別支援教育に関する内容を充実することが必要である。

（大学の教職課程における教員養成）

- ・発達障害を含めた特別な支援を必要とする子供たちに関する理論及びその指導法について、幼稚園、小・中・高等学校の教員免許状取得のための教職課程において独立した科目として位置付ける。

（幼稚園等、小・中・高等学校教員）

- ・全ての教員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付けるための研修が必要である。
- ・小・中学校等の特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の保有率について、現状の2倍程度を目標として、取得を促進することが期待される。

（特別支援学校教員）

- ・障害の多様化や重度・重複化への対応、特別支援学校のセンター的機能を発揮するための地域における小・中学校等との効果的な連携手法等に関する知識を身に付けるための、専門的な研修の充実が期待される。
- ・教育職員免許法附則第16項の廃止も見据え、平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が特別支援学校教諭免許状を所持することを目指し、国が必要な支援を行う必要がある。

ii) 学校の指導体制

- 特別支援教育コーディネーターについては、障害の多様化や重度・重複化への対応、地域における他の学校、関係機関との効果的な連携が求められてきており、特別支援教育コーディネーターの役割を分かりやすく整理し示すとともに、その専門性を高めるための研修等の充実等を図ることが求められる。
- 特別支援教育コーディネーター、通級による指導の担当教員など、各学校において特別支援教育に対応するための教員定数等の改善が求められる。
- 特に、特別支援教育コーディネーターは、各学校において、校内委員会、校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担うなど、特別支援教育推進に向けた多岐にわたる校務の中核を担っている。

- また、特別支援学校における特別支援教育コーディネーターは、校内における取組だけでなく、例えば、小・中学校等に在籍する児童生徒に対する巡回による指導を行ったり、特別支援学校の教員の専門性を活用しながら教育相談を行ったりするなど、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター¹³⁷）の中で、コーディネーターとしての機能を発揮していくことが求められる。
- このような特別支援教育コーディネーターの役割の重要性を踏まえ、各学校に計画的に育成・配置されていくことが必要である。

iii) 家庭や地域、関係機関等との一層の連携

- 教育課程の編成に当たっては「社会に開かれた教育課程」の観点から、各教科等や自立活動の指導の場面でも、家庭や地域、専門家や支援団体等の関係機関等との連携・協力が求められる。
- 障害のある子供たちへの指導や支援に当たり、医療や福祉等の関係機関との連携は不可欠であり、これらを担当する行政機関等との連携・協力が一層求められる。

iv) 高等学校入学者選抜や大学入学者選抜、企業等の雇用における取組の充実

- 障害者差別解消法の趣旨を十分に踏まえ、全ての学校を障害のある生徒が受験する可能性があることを前提として、障害のある生徒への適切な対応が求められる。
- 障害のある生徒の卒業後の継続的な就労等に向けて、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえた障害者雇用の改善が図られることが求められる。

v) 教科用図書、教材、支援機器等の充実

- 視覚障害、聴覚障害及び知的障害のある児童生徒のための文部科学省著作教科書を作成するとともに、教科書会社等により拡大教科書や点字教科書の作成が期待される。
- 障害のある子供たちの特性等に応じて、支援機器等教材の積極的な活用を促進する。

vi) 全国的な実施状況の把握

- 新しい学習指導要領の着実な実施を図るため、文部科学省、国立特別支援教育総合研究所、都道府県等教育センター、特別支援教育に関する研究団体等が連携し、特別支援教育に係る教育課程の編成・実施についての実態把握、教育課程の改善・充実のための研究開発等に取り組み、各学校での教育課程編成や学習指導の改善・充実に支援してい

¹³⁷ 地域内の幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の組合せにより、域内の全ての子供一人一人の教育ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築を目指す。例えば、交流及び共同学習を推進したり、特別支援学校のセンター的機能を活用し、地域内の関係者で特定の子供の合理的配慮について検討したり、通級指導担当教諭が地域内の各学校を巡回指導したりする取組が行われている。

くことが重要である。

- さらに、将来の学習指導要領の改訂に資するよう、次期改訂に基づく教育課程の編成・実施について、全国的な状況を経年で把握・分析していくことが重要である。

(6) 学校段階間の接続

① 幼児教育と小学校教育の接続

- 小学校低学年は、学びがゼロからスタートするわけではなく、幼児教育で身に付けたことを生かしながら教科等の学びにつなぎ、子供たちの資質・能力を伸ばしていく時期である。
- 幼稚園教育要領においては、前述の(1)に示したとおり、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の各領域において、資質・能力の三つの柱に沿って内容の見直しを図ることや、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を位置付けることとしているところである。こうした改善を踏まえ、小学校教育においては、生活科を中心としたスタートカリキュラムを学習指導要領に明確に位置付け、その中で、合科的・関連的な指導や短時間での学習などを含む授業時間や指導の工夫、環境構成等の工夫¹³⁸も行いながら、幼児期に総合的に育まれた資質・能力や、子供たちの成長を、各教科等の特質に応じた学びにつなげていくことが求められる。
- その際、スタートカリキュラムにおける学習を、小学校におけるその後の学習に円滑につないでいくという視点も重要である。

② 小学校教育と中学校教育の接続

- 小学校・中学校の接続については、義務教育9年間を通じて、子供たちに必要な資質・能力を確実に育むことを目指し、同一中学校区内の小・中学校間の連携の取組の充実が求められる。
- 具体的な取組の工夫として、例えば以下のようなことが考えられる。
 - ① 学校評議員会や地域学校協働本部の会議等の合同開催などの機会を通して、各学校で育成を目指す資質・能力や、それに基づく教育課程の編成方針などを、学校、保護者、地域間で共有し必要に応じて改善を図ること。
 - ② 校長・教頭等の管理職が集まる機会を用いて、各学校で育成を目指す資質・能力や、それに基づく教育課程の編成方針などを共有し必要に応じて改善を図ること。
 - ③ 教職員による合同研修会を開催し、当該中学校区で9年間を通じて育成を目指す資質・能力との関係から、各教科等、各学年の指導の在り方を考えるなど、学習指導の改善を図ること。
 - ④ 同一中学校区内の小・中学校のPTA代表が集まる場や、各小・中学校のPTA総会の場等において、同一中学校区内の小・中学校の取組の共有や、保護者間の連携・

¹³⁸ 「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」(平成22年11月)においては、スタートカリキュラム編成上の留意点として、幼稚園、保育所、認定こども園と連携協力すること、個々の児童に対応した取組であること、学校全体での取組とすること、保護者への適切な説明を行うこと、授業時間や学習空間などの環境構成、人間関係づくりなどについて工夫することを挙げている。

交流を深めること。

- また、小学校高学年に関しては、子供たちの抽象的な思考力が高まる時期であり、指導の専門性の強化が課題となっていることを踏まえ、専科指導を拡充するなどにより、中学校への接続を見据えた指導体制の充実を図ることが必要である。
- さらには、小中一貫教育による特色ある教育課程を編成できる制度として創設された、義務教育学校制度における教育課程の特例措置¹³⁹を活用することによって、小学校高学年の発達段階における課題に対応した教育内容と指導体制を確立し、小学校教育と中学校教育を円滑に接続させ、特色ある教育活動を展開していくことも効果的であると考えられる。

③中学校教育と高等学校教育の接続

- 新しい教育課程においては、「義務教育段階を終える段階で身に付けておくべき力は何か」、「高等学校卒業の段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、各学校段階で育成を目指す資質・能力を相互につないでいくことが求められる。義務教育を行う最後の教育機関としての役割を担う中学校においては、小学校6年間の学びを中学校での学びにつなげ、義務教育段階で身に付けておくべき資質・能力をしっかりと育成した上で、高等学校の学びにつなげていく視点を一層重視していくことが求められる。
- 高等学校においては、必要に応じて学び直しの視点を踏まえた教育課程を編成して、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るなど、生徒の学習課題に応じた学習の基盤づくりを行い、高等学校段階の学びの共通性の確保を確かなものにしていくことが求められる。
- また、高等学校においては、生徒の多様な進路の希望に応えるため、幅広い教科・科目の中から生徒が履修する科目の選択を行うなど、選択履修の趣旨を生かした教育課程編成を行うこととしている。このことは、生徒に自身の在り方や生き方を考えさせて適切に選択・判断する力を求めるものである。中学校までの教育課程においては、生徒が履修する教育課程を選択するということはないため、高等学校への接続に関連して、生徒が適切な教科・科目を選択できるよう指導の充実を図ることが重要である。
- 高等学校入学者選抜については、中学校における学びの成果を高等学校につなぐものであるとの認識に立ち、知識の理解の質を重視し、資質・能力を育てていく次期学習指導要領の趣旨を踏まえた改善を図ることが求められる。
- なお、中学校と高等学校との円滑な接続の観点からは、中等教育の多様化を一層推進

¹³⁹ 義務教育学校及び併設型の小中一貫教育校においては、小中一貫教育による特色ある教育課程を編成することができるよう、小学校に相当する前期課程と中学校に相当する後期課程において、学習指導要領に定める指導内容の一部について、相互に関連するものを入れ替えて指導したり、移行して指導したりすることなどができる。

し、生徒の個性をより重視した教育を実現するため、中高一貫教育制度が設けられているところである。子供たちの現状や地域の実情に応じ、こうした制度を活用して特色ある取組を展開していくことも考えられる。

④幼稚園、小学校、中学校、高等学校等と特別支援学校との連続性

- 子供たちの学びの連続性を確保する観点から、知的障害のある児童生徒のための各教科の目標・内容の考え方や、重複障害者等の教育課程の取扱いを適用する際の留意点等について、小・中学校等の各教科の目標・内容との連続性に留意して整理し、分かりやすく示すことが必要である。
- 小学校等から特別支援学校への転学や、特別支援学校から小学校等への転学が行われた場合に、各学校において、前籍校から引き継いだ個別の教育支援計画や個別の指導計画を基に、子供たちの障害の状態等や学習の履歴等を踏まえた、継続的な指導や支援が行われるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の引継ぎ、活用についての考え方や留意点を示すことが必要である。
- 次期学習指導要領の改訂において、知的障害のある児童生徒のための各教科の目標・内容の整理を行うことを踏まえ、長期的には、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等との間で、教育課程が円滑に接続し、子供たち一人一人の学びの連続性を実現していくために、国として、学校種別にかかわらず、各教科の目標・内容を一本化する可能性についても検討する必要がある。

⑤高大接続

- 現在進められている高大接続改革は、大学入学者選抜の在り方のみが議論されているわけではなく、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の在り方を一体的に改革していくとするものであることに留意が必要である。
- 本「審議のまとめ」が示すように、次期学習指導要領に基づく高等学校教育は、生徒一人一人に資質・能力を育むことや、アクティブ・ラーニングの視点で生徒の学びの質を高めていくことなどを目指すものである。大学入学者選抜においても、高等学校教育を通じて育まれた生徒の力を多面的に捉えて評価していくための改革が進められている。こうした中で、大学入学者選抜は、高等学校における学びを価値付け、その成果を大学教育において更に伸ばしていくためのものとして機能することになる。
- 大学教育においては、高等学校教育における成果を更に伸ばすことを目指し、三つの方針（三つのポリシー）¹⁴⁰を策定することとされている。これにより、生徒や高等学校

¹⁴⁰ 三つの方針（三つのポリシー）とは、①各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針（卒業認定・学位授与の方針、ディプロマ・ポリシー）、②ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針（教育課程編成・実施の方針、カリキュラム・ポリシー）、③各大学、学部・学科等の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カ

関係者は、難易度ではなく、どのような力を身に付けていきたいかを軸に、進路を選択していくことが可能となる。

- 高等学校においては、こうした高大接続の見通しを持ちながら、教育課程の編成・実施・改善、指導や評価の充実を図っていくことが求められる。

⑥職業との接続

- 人は職業を通じて、社会と関わり生計を維持するとともに、個性を発揮して自己を実現していく。子供たちが、変化の激しい社会の中で職業に就くためには、学校教育を通じて、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を育成するとともに、生涯にわたって、必要となる知識・技能などを自ら身に付けていけるようにすることが必要である。学校教育においては、子供たちが学校から社会・職業へ移行した後までを見通し、その中で、学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を明確にし、教育課程を編成していくことが求められる。
- 特に高等学校においては、卒業後に就職を希望する生徒に対して、そのニーズに応えることができるよう、必要な資質・能力の育成につながる教育課程の改善・充実を図るとともに、企業等とも連携しつつ、社会的移行に対応した、より実践的な教育活動が展開できるように体制整備等を進める必要がある。
- 特に、職業教育を主とする専門学科においては、地域の企業やその団体等との間で緊密な関係が構築されており、教育活動や就業に向けた指導や支援においても連携が図られている。引き続き、こうした関係を維持、発展させていくことが必要である。

リキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学習成果（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等、③主体性・多様性・協働性）を示すもの（入学者受入れの方針、アドミッション・ポリシー）のことである。